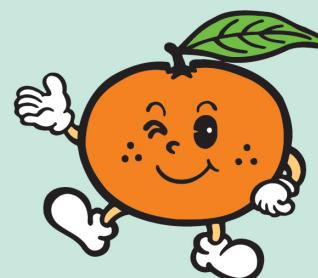




西宇和農業協同組合
ディスクロージャー誌

レポートにしうわ 2024



西宇和農業協同組合

目 次

ごあいさつ	1
プロフィール	2
経営理念	2
当JAの沿革	3
経営基本方針	4
JA自己改革に向けた取り組み	5
地域に根差す金融機関として	11
経営の組織	12
経営管理体制	
組織機構	
組合員の状況	
組合員組織の状況	
役員一覧	
会計監査人の名称	
職員の状況	
地区	
店舗一覧（信用店舗）	
（信用店舗外）	
A TM設置店及び営業時間・休日稼働一覧	
事業の概況	17
C S Rへの取り組み	18
健全な組織運営	
環境との調和	
地域社会への貢献	
リスク管理情報	20
法令遵守の体制	21
内部統制システム基本方針	
個人情報保護方針	
情報セキュリティ基本方針	
金融商品の勧誘方針	
金融円滑化にかかる基本方針	
JAバンク利用者保護等管理方針	
利益相反管理方針	
マネー・ローンダーリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針	
金融ADR制度への対応	30
内部監査体制	31
自己資本の状況	31
主な事業のご案内	32
信用事業	
共済事業	
購買事業	
農業経営事業	
販売事業	
系統セーフティネット	41
直近の2事業年度における財産の状況	42
貸借対照表	
損益計算書	
注記表	
事業管理費の内訳	
剰余金処分計算書	
部門別損益計算書	
配賦割合	
部門別の資産	
財務諸表の正確性等にかかる確認	60
会計監査人の監査	60
開示基準別の債権の分類・保全状況図	61
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	62
直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	63
利益総括表	
資金運用収支の内訳	
受取・支払利息の増減額	
利益率	
貯金に関する指標	
貸出金に関する指標	
内国為替取扱実績	
有価証券に関する指標	
共済事業	
その他事業	
自己資本の充実の状況	72
自己資本の構成に関する事項	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスボージャーに関する事項	
出資その他これに類するエクスボージャーに 関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスボージャーに関する事項	
金融リスクに関する事項	
連結情報（グループの概況）	82
グループの事業系統図	
子会社等の状況	
連結事業概況	
最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
直近の2連結事業年度における財産の状況	84
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結キャッシュ・フロー計算書	
連結注記表	
連結剰余金計算書	
農協法に基づく開示債権	
連結事業年度の事業別経常収益等	
連結自己資本比率の状況	
連結自己資本の充実の状況	102
自己資本の構成に関する事項	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスボージャーに関する事項	
出資その他これに類するエクスボージャーに 関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスボージャーに関する事項	
金融リスクに関する事項	
ディスクロージャーに関するQ & A	110
店舗所在マップ	

本誌は農協法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

はじめに

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「レポートにしうわ2024」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月 西宇和農業協同組合



経営管理委員会会長
都築 雅秀



代表理事理事長
小笠原 栄治

組合員の皆様には、日頃よりJA運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご支援をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年5月には新型コロナウイルスが第5類感染症に移行し、長く停滞していた経済活動も、閉塞していた日常生活も徐々に戻ってまいりました。顔を合わせて話すこと、事業活動を以前同様に行うことも本当にうれしく思えます。しかしながらこの3年間には世界各地で悲しい紛争が起り、世界経済に影響が広がっています。燃料や食料をはじめ多くの輸入に頼っている日本では、円安の進行もあり物価高騰が続いています。加えて人口減少に転じた成熟した日本経済は今後ますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の中、農協経営においては事業利益・当期剰余金とも計画を上回ることが出来ました。青果販売では小玉傾向で生産数量が伸びず計画を大きく下回りましたが、高品質で高い評価をいただき温州みかん109億円、中晩柑・落葉49億円となり、6年連続して150億円を突破しました。しかしながら顕著化する気象環境と減少し続ける生産者等、山積する課題を克服し、より安定した生産量の確保が大前提となっています。

2年目を迎えた「中期経営計画」では選果場施設及び生産組織の再編を計画に沿って進めています。これから施設のモデルとなるようJAの支援策を取りまとめました。また、今年12月には第39回JA愛媛県大会が開催されます。県1JA構想(案)について将来を見据え、組合員の意思を反映すべく組織協議を尽くしてまいります。

日本経済は大きな転換期を迎えています。その中で柑橘産地として生き残り、地域を支える存在として、JAにしうわは一丸となって今後も改革と進化を続けてまいります。

組合員皆様の変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げて、挨拶といたします。

プロフィール（令和6年3月31日現在）

設立	平成5年10月
本店所在地	八幡浜市江戸岡1丁目
出資金	29億円
総資産	1,733億円
単体自己資本比率	18.90%
組合員数	10,566人
役員数	30人
職員数	427人



経営理念

私たちは農業を振興し、地域の活性化をはかり、夢と活力あるJAを目指します。

基本理念

農業

私たちは、地域の農業振興を最優先課題に位置づけて、先人が築いてきた「西宇和産地」をより発展させ、JAの命の源である農業と農家を守ります。

地域

私たちは、地域の人々との心と心のつながりを大切にし、活力ある「農」と共生する社会づくりの実現に向けて、地域の中核を担う活動を積極的に進めます。

組織

私たちは、組合員との「信頼のきずな」を大きく育て、生産組織の活性化や経営への担い手、女性の参画・連携を積極的に進めます。

くらし

私たちは、組合員・地域の人々が明るく元気に暮らせるよう、相談機能の強化や出向く体制づくりを進め、くらしの安全や健康を守る事業活動に取り組みます。

経営

私たちは、いつまでも安心して利用いただける確固たる経営基盤の確立を目指して、コンプライアンス態勢や自己責任体制の強化に向けて、JA改革を果敢に実践します。

当JAの沿革（JAにしうわの歩み）

平成元年6月9日	八西地区農協合併研究会の発足
平成4年4月7日	八西地区農協合併促進協議会の発足
平成5年5月6日	合併予備契約調印式 5月18日 合併臨時総会西宇和青果農協 5月19日 合併臨時総会八幡浜青果農協他13農協 5月22日 西宇和農協設立委員会の発足
平成5年10月1日	西宇和農協 設立
平成8年7月31日	川上共選第45回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞 10月1日 株式会社ジェイエイにしうわ設立 11月23日 川上共選第35回農林水産祭「天皇杯」受賞
平成11年2月5日	三崎共選1998年度「朝日農業賞」受賞
平成13年4月1日	オートパル(株)ジェイエイにしうわへ移行 4月2日 JAにしうわ会館竣工（本店・八幡浜支店営業開始）
平成15年7月1日	八幡浜営農管理センター／葬祭会館「ルミエールにしうわ」落成
平成16年6月24日	経営管理委員会制度へ移行
平成20年4月1日	伊方町農業支援センター設置 7月28日 保内支店・保内営農管理センターオープン
平成21年7月24日	三崎共選第57回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞 9月28日 4支店体制スタート
平成22年10月21日	第19回愛媛農林水産賞受賞
平成23年10月28日	JASS-PORTにしうわオープン
平成26年6月30日	経済センター 太陽光発電開始 9月30日 中央選果場 太陽光発電開始
平成27年4月1日	乗合車「ほのぼの号」運行開始 10月1日 移動購買車「だんだん号」運行開始
平成28年11月12日	みかんの里宿泊合宿施設「マンダリン」オープン
平成29年1月27日	特産センター「甘柑日和」リニューアルオープン 12月14日 JAこしみずとの姉妹JA協定締結
平成30年1月19日	伊方支店新築開店
平成31年2月15日	農業労働力確保産地間連携協議会設立（JAふらの・JAにしうわ・JAおきなわ）
令和元年10月30日	初めての公認会計士監査（期中監査I）
令和3年3月1日	神山出張所リニューアルオープン 11月10日 南海放送株式会社と「南海放送ラジオ（エフナン）を活用した農産物情報等の発信に関する協定（PAL協定）」締結
令和4年3月25日	JA全中の「令和3年度優良農業協同組合表彰」受賞
令和5年3月4日	八協共選第52回日本農業賞「集団組織の部・優秀賞」受賞 4月17日 保内営農管理センター移転に伴い「保内営農経済センター」設置
5月10日	八協共選と三瓶共選が合併し「みなの共選」設立
令和6年3月12日	JAにしうわ創立30周年記念式典開催

事業計画の取り組みについて

■ 中長期経営計画

平成8年4月第1次長期経営計画（POWERS PLAN）策定 → 平成13年4月第2次長期経営計画（POWERS PLAN DASH21）策定 → 平成18年9月第3次長期経営計画（POWERS PLAN2012）策定 → 平成25年6月中旬期経営計画（POWERS PLAN2015）策定 → 平成28年6月中旬期経営計画（POWERS PLAN2018）策定 → 令和元年6月中旬期経営計画（R 3 Plan 2019～2021）→ 令和4年6月中旬期経営計画（R 5 Plan2022～2024）

■ 営農振興計画3ヶ年計画

平成7年3月第1次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成10年5月第2次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成13年4月第3次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成16年8月第4次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成19年7月第5次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成22年7月第6次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成25年7月第7次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成28年10月第8次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和元年6月第9次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和4年7月第10次営農振興3ヶ年計画策定

経営基本方針

令和5年度はロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、加えて中東情勢の悪化により国際情勢は一層不安定な状況となっています。重ねて円安が進むことで輸入に依存した農畜産物や生産資材を安定して買うことさえ困難な状況となり、生活・生産全てで物価高騰が押し寄せました。

このような情勢下ではあるものの新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことにより、様々な制約が緩和され国内経済は確実に復調していることを実感しました。

しかし今後物流業界の「物流2024年問題」や団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」を迎えることで、働き手不足が顕著になってきています。社会が大きく変革する時期を迎えており、農業も食料安全保障、国民が必要とし消費する食料は可能なだけ自国で生産する「国消国産」、また国土保全や地方の社会維持などその役割を再認識し、国民のより一層の理解醸成が求められています。

J Aにしうわは創立30年を経過し、経営環境も地域の生活・経済環境も大きく様変わりしてきました。しかしながら事業基盤を支えるのは日本一の柑橘生産であることに変わりはなく、今後もこの柑橘産地の発展・維持と次世代への継承を基本に取り組んでまいります。担い手農家への支援と高品質生産に加え生産量、出荷数量の安定確保を掲げ農業振興対策を継続します。また地域の高齢化・人口減少が急速に進み、職員の減少もあって店舗・施設、業務の集約と効率化を計画的に進め、健全経営と持続可能な経営基盤の強化を図っていきます。今年度は第10次営農振興計画と中期経営計画の最終年度となります。3年間の事業推進と自己改革を検証し次期計画へのブラッシュアップを図ります。

さらに今年度開催予定の第39回JA愛媛県大会で「県1JA構想(案)」の具体的な提案が為されます。JAにしうわの、また県域レベルでの課題に対して組織協議を行ってまいります。

■ 重点実施事項

- (1) 高品質安定生産と計画的供給体制を確立し、農家所得の増大を図ります。
- (2) 次世代につなぐための担い手育成と、農家の生産基盤強化を支援します。
- (3) 組合員・地域との対話活動に取り組み、意見・意思反映を図り運営参画を進めます。
- (4) 持続可能な経営基盤の強化のため自己改革の実践に取り組みます。
- (5) 自律的なコンプライアンス内部管理態勢の確立と維持に取り組みます。
- (6) 多様な人材の確保と育成体制を構築し、活力ある職場づくりに取り組みます。

JA自己改革に向けた取り組み（令和6年3月31日現在）

R 5 Plan2022～2024 ~次世代へつなぐ柑橘産地 創造と挑戦~

J Aにしうわでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革の実践に取り組んできました。

令和5年度はコロナウィルス感染症の制約も緩和され、以前の事業活動や地域との交流機会を再開することが出来ました。計画最終年となる今年は目標の実践と「自己改革」の継続・充実を目指し取り組んでいきます。

（農業振興部門 農業支援・組織関係）

農作業支援の充実強化による生産農家戸数・栽培面積の維持・確保 会員の維持と組織活動の活性化と連携強化

- 栽培面積 温州／1,450ha 中晩柑／1,100ha
- 協力組織連携強化 活動回数 20回／年

重点実施事項	2024.3月末具体的な取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 担い手支援	<ul style="list-style-type: none">● 収穫アルバイター受入農家数 225戸 550名、約 24,300人役の受入れを行いました。● 農作業支援は、約 1,570 人役となりました。	アルバイター事業 20,000人役／年 J A農作業支援事業 2,500人役／年
2. 担い手確保	<ul style="list-style-type: none">● 面談者 47 名、農業体験者 8 名が就農を目指して研修を実施、内 4 名が就農しました。● 現在研修園地として 1.6ha の栽培管理を行い、1.0ha の園地を研修生に引継ぎました。	体験 5人／年 研修生 2人／年 新規就農・事業継承 3名／年
3. 次世代総点検運動	<ul style="list-style-type: none">● 意向調査アンケート回収については 1,676 件でほぼ回収終了。R 6 年度に集計・分析を予定しています。	農家園地台帳 作成 1回／3年
4. 協力組織の連携強化	<ul style="list-style-type: none">● 同志会会員数 338 名、研修会 4 回、消費拡大 P R イベント等 3 回、食育活動も小学校 2 校で実施しました。● 女性部会員数 427 名、研修会・交流会を 5 回、みかんマイスター講習会 3 回、女性部カレンダーブック、手作り加工品展の開催 P R 活動を開催しました。● フレッシュミズでは料理教室やネイルケア講習会の開催等交流を深めました。	同志会活動の活性化 女性部・フレッシュミズ 活動の活性化

(當農指導部門)

高品質安定生産への取組強化と市場出荷量の確保

- 生産量 温州みかん／38,000t 中晩柑／15,000t
- 市場出荷量 温州みかん／30,000t 中晩柑／14,000t

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 市場出荷数量の確保	<ul style="list-style-type: none">●個人成績表を温州1,324名、中晩柑380名に配布し、マルチ被覆等の推進を行い、出荷者を対象に春肥料必要数を通知し肥料の予約推進を実施しました。●苗木供給は、主要温州39,967本、主要中晩柑10,574本となりました。●被覆面積は611戸302haの実績、マルチドリップ園地は23園地6.3haを実施、点滴灌水、樹勢回復効果が高まりました。●197園地の土壤分析を実施、簡易土壤分析は578園地で実施石灰資材31,653袋の施用となりました。●残留農薬検査は34検体を実施し基準値内数値を確認、生産履歴は全支部で100%回収を確認しました。	個別面談戸数 1,000戸／年 改植 温州みかん40,000本／年 中晩柑30,000本／年 マルチ被覆面積 330ha／年 石灰資材施用袋数 30,000袋
2. 補助事業の有効活用	<ul style="list-style-type: none">●園内道19園地、単軌道整備57園地、動力車25台、点滴灌水施設23園地、スプリンクラー施設17園地、合計141園地の事業実施を行いました。●電気柵・鉄筋柵を108戸で実施しました。●2,377頭のイノシシの捕獲補助を行いました。	補助事業対象農家数 125園地 鳥獣害対策取組園地 150園地

(青果販売部門)

共販率向上による長期安定供給の確立と共選再編

- 果実販売高 温州／100億円 中晩柑・落葉／50億円

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 長期安定供給の確立	<ul style="list-style-type: none">●温州、中晩柑とともに品種別の販売対策会議を開催し、取引市場に出荷販売計画を提示しました。●みなの女性部(コープ神戸)真穴同志会(首都圏5店舗)青果販売部(首都圏10店舗)で店頭試食販売を実施しました。 ※令和5年度市場出荷数量 温州みかん 28,102t 中晩柑 9,830t	市場出荷数量 温州みかん 30,000t 中 晩 柑 14,000t
2. 宅配小売数量の増大	<ul style="list-style-type: none">●旬感便の外部委託により事務の軽減が出来ました。●令和6年7月にカード決済を開始します。●ふるさと納税の早期取組展開を実施します。 ※令和5年度供給実績 359,261千円	令和6年度供給高 5億円／年
3. 荷造り経費の節減	<ul style="list-style-type: none">●生産者とのデータ連携システムについて依頼業者と検討を進めています。	令和6年度 導入予定

(金融 貯金部門)

生活メインバンク機能強化による経営基盤の安定化

■ 総貯金残高目標／1,580 億円

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 情報収集による個人貯金の純増	●年金「まごころ」の獲得については 34 億 8,200 万円(58%)と厳しい実績となりました。	まごころ定期貯金残高 60 億円／年
2. 年金保有対策	<ul style="list-style-type: none"> ●MA による 3.9 件 / 月の訪問にとどまり、248 件の年金予約獲得で 68.8% の実績となりました。 ●指定替え推進は、2.6 件 / 月、80 件で 66.6% の実績となりました。 	年金予約獲得 360 件／年 競合他社からの指定替 120 件／年

(金融 貸出金・運用部門)

営農部門との連携によるニーズに合った農業資金の提案

■ 収益力の強化・安定化 貸出金残高／80 億円

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. ローン及び融資実績の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●農業メイン強化先への訪問は累計 89 件、新規実行額は 2 億 4000 万円となりました。 ●年 3 回の F S T の実施により意識と知識の向上を図りました。 ●住宅ローン利用感謝訪問を 100% 達成しました。 	農業融資実行額 2 億円／年

(共済部門)

組合員の「安心」と「満足」提供のための持続可能な事業基盤の確立

■ 共済事業基盤の確保 契約者人数 23,000 人／R 6

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 長期共済の強化	●「はじまる活動」1,330 件への訪問と大幅に上回ったものの 3 Q 訪問では L A を中心に展開しましたが 17,365 人の訪問実績となりました。	3 Q 訪問活動人数 24,000 人／年
2. 短期共済の強化	●A T K 活動(愛車点検活動)によるアタック活動を実施しましたが、自動車共済契約 14,836 件、自賠責契約については代理店との連携強化により 7,599 件と昨年を 97 件上回る実績となりました。	自動車共済契約件数 15,000 件 自賠責獲得件数 7,600 件

(経済部門)

宮農指導部門との連携強化によるトータルコストの低減

■ 経済事業総利益 6億400万円／R 6

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 経済部門供給高の確保	<ul style="list-style-type: none">●宮農指導部門との連携により適正施肥通知を行うとともに、予約取りまとめを実施、価格高騰対応として秋肥、春肥、夏肥の利益高を据置して供給しました。●予約農薬の奨励措置として2,425万円を支出し購入者へ還元をしました。●ガソリンの新規現金会員獲得数は327件と計画を上回ることができました。 ※令和5年度経済部門供給高 37億4,400万円	経済部門供給高 37億6,900万円
2. 生活部門供給高の確保	<ul style="list-style-type: none">●生活店舗の巡回指導を実施しました。●店舗の廃棄ロスの削減に取り組み、成果を上げる事ができました。 ※令和5年度生活部門供給高 9億600万円	生活部門供給高 10億4,800万円

(総務企画管理部門)

J Aの活性化への取組強化

■ 自己資本比率／13.75%

重点実施事項	2024.3月末具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 組合員数の増加と次世代対策	<ul style="list-style-type: none">●女性組合員45名の加入があり3,450人となりましたが減少もあり比率は昨年同様32.6%となっています。●座談会、総代会も人数制限なしに開催できました。支店祭り等各種イベント、協力組織との意見交換会、果樹を語る会、創立30周年記念式典等各方面からの意見徴収が出来ました。	女性組合員比率 33% 座談会・イベントの開催 1回／年・各事業所
2. 安定した事業継続・職場の活性化	<ul style="list-style-type: none">●職員採用は早期の取組、初任給のアップにより計画以上の13名を確保する事が出来ました。●女性所属長を2名配置、中央会主催の女性幹部職員育成研修会に積極的に参加をしました。●資格取得等、職員の資質向上の取組を積極的に行っていましたが、今年度も合格率70%の目標は未達となりました。	新規採用人数 10名

再編取組状況

1. 信用共済業務

1. 信用店舗	<ul style="list-style-type: none">●次期店舗信用端末は、令和6年5月から電源・LANハブ工事を6月中に仮設置と配線工事を、本設置を11月から12月にかけて行います。●真穴、川上2事業所の隔日営業を3月末で終了しました。●瀬戸出張所の金融窓口を3月末で廃止し伊方支店に統合しました。●令和6年4月より瀬戸事業所、町見事業所においてキャッシュアウトサービスを開始しました。
	<ul style="list-style-type: none">●矢野崎出張所のコミュニティ店舗の検討は令和6年度以降になります。
	<ul style="list-style-type: none">●瀬戸地区において10月にアプリ・インターネットバンキング説明会を開催、令和6年3月末で1,919件の個人IBの登録をいただきました。
2. ATM機器	<ul style="list-style-type: none">●真穴・川上事業所の隔日営業廃止に伴い、令和6年3月9日よりアマンド化・アウトソージングを開始しました。●日土出張所のATMは令和6年4月に穴井事業所の機器と入替えを行い、みつる選果場建替えの様子を確認しながら撤去の可否について協議しています。
3. 共済業務	<ul style="list-style-type: none">●昨年度は複合涉外6名で今年度より5名の体制となり涉外活動を行っていますが現状のMAの体制を見ると複合涉外は厳しく、複合になるとどうしても共済のウエイトが高くなる傾向があり地域、店舗の状況に応じた対応策を講じていきます。

2. 販売業務

1. みつる選果場集約と共選組織合併	<ul style="list-style-type: none">●みつる選果場は令和6年5月より解体工事を開始し、新選果場を令和6、7年度事業で取組みます。
2. 将来の統一販売の検討と共選組織の法人化	<ul style="list-style-type: none">●温州みかんレギュラー品は⑩マークで統一、特選箱についても令和5年度より⑩マークを表示しています。中晩柑は品目により数量が減少し共選間連携・本所帳合による出荷やマーク集約等の検討を行います。
3. 流通センターの移転とスマルマークの取扱い	<ul style="list-style-type: none">●令和8年度以降に流通センター機能を伊方選果場へ移転する計画ですが、スマル清見、デコポンの数量が減少しており今後各共選との連携、本所帳合による配給を行います。

3. 購買業務

1. 保内営農管理センターの経済センター移転と喜須来店舗の廃止	<ul style="list-style-type: none">●令和5年4月に移転を終え特に大きな問題もなく事業を行っています。今後も状況を見ながら、さらに効率化を目指します。●喜須来店舗は移動購買車の拠点となっているため、冷蔵庫等を移設して店舗営業と移動購買車の拠点として継続していきます。
2. 三瓶給油所のセルフ化	<ul style="list-style-type: none">●セルフ化に向けて全農を交えて検討した中で洗車機は撤去、ピット対応はなしで灯油配送は大平給油所からの対応で、令和6年度に内部協議、地元説明等を実施し、令和7年度以降実施に向けて進めています。
3. 電子決済システム導入	<ul style="list-style-type: none">●流通、特産センターのレジは令和5年9月にPOSレジに更新し、カード決済は令和6年7月に稼働する予定です。●JAグリーンについては、令和5年7月にPOSレジは稼働していますが新たな課題もあり再度検討を行います。

地域に根差す金融機関として

J Aにしうわは、地域の一員として地域に根差し、地域に密着した金融機関として、地域の活性化のため、

1. 組合員・地域の皆様に信頼され選ばれる J Aバンクの確立
2. 地域密着度を高め、さらなる競争力・信頼性の向上
3. 農家経営の安定化・利用者満足度向上

の3点を経営方針とし、以下のような農業者への経営支援をはじめとする取り組みを行っています。詳しくはお近くの J Aバンク窓口へお問い合わせください。

農業近代化資金

農地の取得を除き、農機具の購入や農業施設の建設、または長期運転資金等、様々な設備投資資金としてご利用いただける一般的な長期資金です。

農業改良資金

農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子でご融資する資金です。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農地の取得や設備投資等、民間金融機関が取り扱うには資金規模が大きい場合にご融資する、認定農業者向けの長期資金です。それ以外の方については経営体育成強化資金がご利用になれます。

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者、6次産業化法認定者向けの短期運転資金です。

J A農業おまかせ資金

農業経営に必要な施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期・長期運転資金など、幅広い資金調達をサポートします。

経営の組織

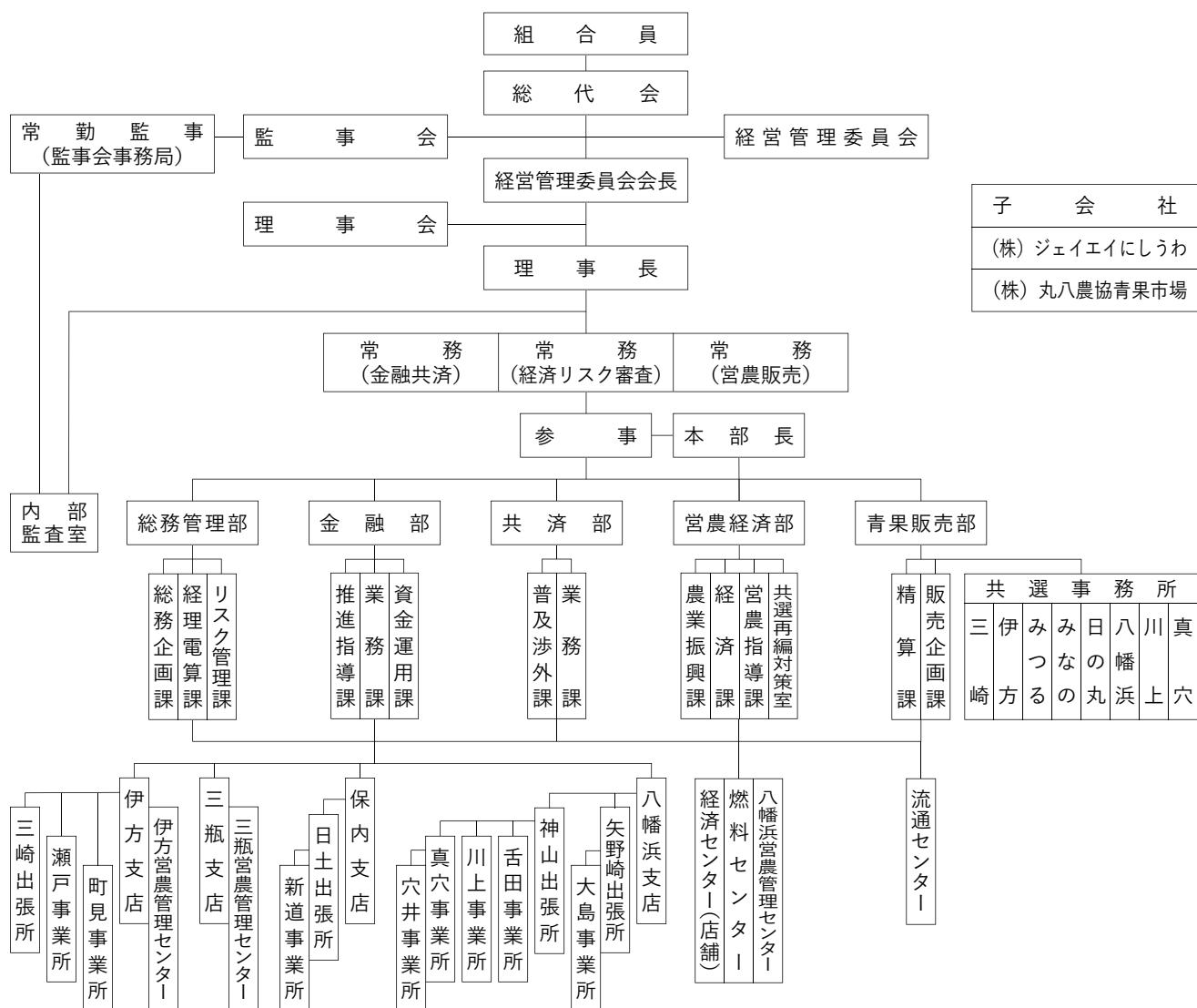
■ 経営管理体制

経営執行体制

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業においては常勤理事のなかで専任担当理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

■ 組織機構（令和6年7月1日現在）



■ 組合員の状況

単位：組合員数（令和6年3月末）

区分		令和5年度				令和4年度			
		男	女	法人	計	男	女	法人	計
人数	正組合員	3,792	1,163	47	5,002	3,887	1,187	45	5,119
	准組合員	3,253	2,287	24	5,564	3,288	2,320	25	5,633
戸数	正組合員	3,778				3,867			
	准組合員	4,742				4,820			

■ 組合員組織の状況

単位：人（令和6年3月末現在）

組織名	会員数
西友会	52
J Aにしうわオレンジ会	89
J Aにしうわ年金友の会	8,577
西宇和農業協同組合青色申告会	1,062
西宇和青壯年同志会	338
J Aにしうわ女性部	427
ふれあい助け合い組織「たちばな」	48
真穴柑橘共同選果部会	169
川上柑橘共同選果部会	159
八幡浜柑橘共同選果部会	114
日の丸柑橘共同選果部会	92
みんなの柑橘共同選果部会	425
みつる柑橘共同選果部会	363
伊方柑橘共同選果部会	312
三崎柑橘共同選果部会	200
磯津柑橘共同選果部会	20
温州施設部会	2
晩柑施設部会	145
キウイ部会	60
富士柿部会	36

注1. 当JAの組合員組織を記載しています。

■ 役員一覧

(令和6年7月末現在)

役職名	氏名	備考
経営管理委員会会長	都築 雅秀	
経営管理委員	魚崎 清則	
〃	藤渕 孝枝	
〃	菊池 仁志	
〃	宮本 光靖	
〃	井伊 敏郎	
〃	井上 久美	
〃	佐々木 広光	
〃	松田 治	
〃	白石 隆幸	
〃	大星 龍治	
〃	井上 仁	
〃	水本 覚	
〃	都築 綾子	
〃	寺崎 文人	

役職名	氏名	備考
経営管理委員	中村 将士	
〃	松良 武彦	
〃	田口 圭一	
〃	玉井 真吾	
〃	西本 満俊	
代表理事理事長	小笠原 栄治	
常務理事	井田 敏勝	
〃	濱田 延幸	
〃	山本 哲也	
代表監事	清家 徳雄	
常勤監事	灘野 輝裕	
監事	山本 一雄	
〃	村上 健	
〃	松本 久三雄	
〃	高橋 竹昭	

■ 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和6年7月末現在)

所在地 東京都港区芝 5-29-11

■ 職員の状況

単位：人 (令和6年3月末)

項目	令和5年度			令和4年度		
	男	女	計	男	女	計
参考事	1	—	1	1	—	1
一般職員	156	81	237	168	82	250
営農指導員	16	—	16	17	—	17
生活指導員	—	3	3	—	2	2
出向職員	—	—	—	1	—	1
正職員計	173	84	257	187	84	271
臨時・パート職員	76	94	170	58	93	151
職員合計	249	178	427	245	177	422

注1. 新規採用職員は、臨時職員の中に含んでおります。

■ 地区

この組合の地区は、八幡浜市、西宇和郡及び西予市の地域としています。

八幡浜市	八幡浜市全域
西宇和郡	伊方町全域
西予市	三瓶町

■ 店舗一覧（信用店舗）

(令和6年7月末現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
本店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-1118
八幡浜支店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-2222
矢野崎出張所	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1590番地34	0894-22-2130
神山出張所	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地5番地1	0894-22-3522
日土出張所	796-0170	八幡浜市日土町2番耕地263番地3	0894-26-1111
三瓶支店	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地438番地211	0894-33-1211
保内支店	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地115番地	0894-36-0111
伊方支店	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1087番地9	0894-38-0311
三崎出張所	796-0801	西宇和郡伊方町三崎113番地	0894-54-1122

■ 店舗一覧（信用店舗外）

(令和6年7月末現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
大島事業所	796-8060	八幡浜市大島2番耕地102番地	0894-28-0200
舌田事業所	796-8041	八幡浜市合田2141番地9	0894-22-0854
真穴事業所	796-8053	八幡浜市真網代丙248番地	0894-28-0211
川上事業所	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0311
町見事業所	796-0421	西宇和郡伊方町九町1番耕地535番地24	0894-39-0311
瀬戸事業所	796-0612	西宇和郡伊方町大久1176番地1	0894-53-0211
三瓶選果場	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311
真穴選果場	796-8053	八幡浜市真網代丙588番地3	0894-28-0215
川上選果場	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0333
伊方選果場	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦739番地1	0894-38-2311
三崎選果場	796-0813	西宇和郡伊方町二名津1693番地	0894-54-2188
中央選果場	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-22-2242
流通センター	795-0021	大洲市平野町野田甲1601番地1	0893-24-6871
大平給油所	796-0003	八幡浜市大平1番耕地812番地2	0894-22-3688
燃料センター (JASS-PORTにしうわ)	796-0112	八幡浜市保内町須川65番1号	0894-36-3330
三瓶給油所	796-0907	西予市三瓶町朝立7番耕地116番地1	0894-33-3346
保内営農経済センター	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地91番地1	0894-36-3333
営農管理センター	796-8006	八幡浜市八代1丁目1番35号	0894-24-7502
特産センター 甘柑日和	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1569番地16	0120-478-186 0894-24-7520

■ ATM設置店及び営業時間・休日稼働一覧

(令和6年7月末現在)

管理店舗	設置場所	稼働時間				休日稼働状況		
		平日	土曜日	日曜日	祝日	土曜	日曜	祝日
八幡浜支店	八幡浜支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
矢野崎出張所	矢野崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
神山出張所	神山出張所①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	神山出張所②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	舌田事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
真穴事業所	真穴事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
川上事業所	川上事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
日土出張所	日土出張所	8:45～17:00	9:00～17:00			○		
三瓶支店	三瓶支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	三瓶営農管理	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
保内支店	保内支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	保内支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	喜須来小店舗	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
伊方支店	伊方支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
瀬戸事業所	瀬戸農業公園	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
三崎出張所	三崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○

注1. 空白は休業です。

事業の概況（令和5年度）

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い、事業推進活動を以前のように再開することができました。しかしながら長期化するロシア・ウクライナ紛争、加えて不安定な中東情勢により世界経済は先の見えない状況が続きました。燃料・農業資材・原料等はもとより生活全般に物価高騰は今も続いています。本期は中期経営計画の2ヶ年目となり「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本とした計画の実践に取り組みました。

営農・経済事業では園地の基盤整備、改植若返り、鳥獣害対策、労働力確保、スマート農業導入等、生産者のニーズにあった多様な補助事業・助成事業を提案し生産者支援に取り組みました。また、肥料・農薬の高騰対策として手数料率の見直し、予約購買の推進と奨励措置を実施しました。生活部門は移動購買車の運用が定着し、地域の安全・安心の暮らしを支えることができるよう努めました。中期経営計画の大きな柱である選果場施設の再編についても広域選果場施設の取得に向け関係機関と連携し事業実施の準備を進めました。

温州みかん販売では夏季の高温・少雨が影響し小玉傾向ではありましたが、高品質に仕上がり高単価を維持することができ、6年連続で売上100億円を達成しました。しかし数量は計画数量を大きく下回り、昨年に続き12月の年末需要に応えることが出来ず、販売計画の精度を上げる課題が大きくなりました。

中晩柑も同様に小玉傾向と裏年基調で数量が激減し売上高も伸びず、課題を残しました。中晩柑・落葉49億円との合計158億円（計画比102.4%、前年比104.8%）の販売高となりました。

信用事業では渉外活動も制限なく行えるようになり、地域に愛され、なくてはならない金融機関を目指し、幅広く事業に取り組みました。また店舗の集約・ATMの更新も計画通り進めることができました。

共済事業では人口減少・高齢化また監督指針の改正等、厳しい環境下ではありましたが、「ひと・いえ・くるま」の総合保障に向けた3Q訪問活動を地道に展開し、組合員・利用者ニーズを踏まえた複数提案活動でバランスのとれた推進活動を行いました。

● 貯 金　期末残高／1,536億円

県下統一の定期貯金増強キャンペーンを軸に年金優遇定期貯金「まごころ」や退職ライフ定期積金等、顧客ニーズに沿った提案型セールスの強化と地域に根ざした「より一層信頼される金融機関」を目指し、事業活動を展開しました。

● 貸出金　期末残高／90億円

「農業の夢・ヒアリング訪問」を通じ、「JA農業おまかせ資金」および「農業近代化資金」等を提案し、担い手の経営発展等に応じた支援に取り組みました。また、各種生活ローンの金利引き下げキャンペーン等による貸出の強化に取り組みました。

● 共 濟　期末保有契約高／3,041億円

事業基盤の縮小や組合員・利用者の高齢化等、事業環境が大きく変化する中、3Q活動を基軸に万全な保障提供と「ひと・いえ・くるま・農業」分野を意識したバランスのとれた保障提案を実践しました。また、次世代・若年層との接点拡充・強化に取り組みました。

● 購 買　生産資材供給高／3,496百万円　生活資材供給高／791百万円

農業経営の安定化を目指し、関連部署との一層の連携強化による安定供給体制の整備、確立に努めました。また、価格が高騰する中、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」のため、予約肥料及びマシン油乳剤の値引き供給を行い、予約農薬においては奨励金による利用者還元を実施しました。

● 販 売　柑橘販売高／15,868百万円

「西宇和の知名度とブランド力向上に向けたキャンペーン」は6年目となり、温州みかんの白箱（Nマーク西宇和みかん）も知名度を上げています。関東エリアでの移動販売車による販売促進、有名大学でのサンプリング等、販売訴求を行いました。また、店頭試食販売を中心にメディア関連・SNSを使った広告宣伝に注力し西宇和みかんの認知度向上に取り組みました。

● 当期剰余金／499百万円

CSRへの取り組み

J Aの組織活動には、地域・組合員に対して社会的責任があり、それを果たさなければ社会的容認が得られず、信頼のない組織は持続する事ができません。

CSR (Corporate Social Responsibility) とは、組織活動について社会的責任を果たすことを指しています。

■ 健全な組織運営

● 基本的使命と社会的責任

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各事業を通じて、組合員の経済的発展と生活の向上を図るとともに、地域社会の繁栄に寄与することを目的としています。また、貯金を受け入れ、個人・公共部門・地域産業等に対して必要な資金を供給することにより、経済活動にとって不可欠な資金決済・仲介機能を発揮し、ひいては経済社会の健全な発展に資するという使命を負っています。

● コンプライアンス態勢

J Aは、信用・共済・経済事業と幅広い事業を展開しており、その公共性の高さから一般企業以上にコンプライアンスの徹底が求められており、コンプライアンスの徹底は最重要の経営課題となっています。

J Aにしうわは、平成13年5月31日にコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に配布し法令遵守の徹底を図っております。今後は、なお一層のコンプライアンス態勢の強化を図り、基本理念を役職員はじめ関係者全員が研鑽・遵守し、関係機関・組合員・地域住民に対するさらなる信頼の獲得と健全性のある組合運営を目指します。

基本的使命

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識して、健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

法令や社会的規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供などを通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に貢献します。

反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

■ 環境との調和

● 自然との共生

J Aにしうわでは、平成20年度に地球温暖化防止宣言を行い、様々な形での環境保全対策を講じてきました。

業務に係るものにおいて、「エコ通知表」の作成により各支店・出張所等の節電・節水・コピー用紙の節約等の意識向上を図っております。

今後も、柑橘栽培に対して直接的に係わってくる問題として、農業に優しい、地球に優しい自然環境を目指しています。

■ 地域社会への貢献

● 地域に密着した貢献活動

J Aにしうわは、いち『組織市民』として社会への貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、各地域で生まれ育まれた風俗・文化を大切にし、受け継がれる伝統行事に積極的に参加・協力して参ります。

管内各地で支店まつりを開催

J Aにしうわで支店まつりを開催し、組合員や地域住民に日頃の感謝の気持ちを伝えました。

各地で支店まつりが開催されるのは4年ぶり。同J A合併30周年を記念して来場者に記念品を配布しました。

今後も支店まつりを通じて、地域を活性化していきます。



特産品で地域を盛り上げる



J Aにしうわは八幡浜市の道の駅「八幡浜みなと」で開かれた「やわたはま産業まつり」に出店し、早生みかんや柿「富士」を販売。コロナで出来なかった試食宣伝を再開し多くの客で賑わい会場を盛り上げました。

また八幡浜青年会議所主催の「柑橘系フルーツの最大の試食会」ではギネス記録への挑戦が行われ、認定条件の250人を大幅に上回る1,143人で見事ギネスに認定されました。

今後も特産品の販売に力を入れ、地域に貢献する活動を行っていきます。

募金活動への協力

毎年実施されている「歳末助け合い運動」等にJ Aにしうわも賛同し、協力しています。役職員に呼びかけ、その気持ちを義援金に変えて支援させていただいています。

また、J A共済が取り組んでいる「交通遺児育英募金運動」を通じて、交通遺児の救済と、交通安全思想の啓発を進めています。

献血活動への協力

日本赤十字社が展開している献血活動に、J Aにしうわも献血場所を提供し、役職員が積極的に献血に参加しています。

リスク管理情報

【基本方針】

J Aにしうわは、新時代に対応した「J Aバンク」づくりに努め、組合員・地域に支持され、信頼される農業金融機関を目指すことを基本方針として、リスク管理の徹底と自己資本の充実に努めています。

さらに、業務運営に対するリスク管理を徹底して行うため、自主ルールの設定による業務全般にわたる経営管理の充実・業務執行体制の整備・内部牽制体制の確立を図り、安定した収益を確保するとともに経営の健全化を目指しております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

市場リスク…………… 市場金利や株価等の変動により損失を被るリスク

常勤役員を長とするALM委員会を設置し、ALM（資産・負債の総合管理）の実施により、市場リスクを正確に認識・把握・コントロールすることにより、収益性と健全性を両立させていくよう努めています。

信用リスク…………… 貸出先の財務状況等の悪化に伴い損失を被るリスク

審査部門を営業部門から分離し、審査の独立性を確保するなど厳正な審査体制の構築に努めるとともに、個々の与信にあたっては財務・使途・能力など総合的な審査を行っています。また、自己査定のシステム化により1次査定とは独立した部署が2次査定を行うなど、信用リスクの厳正な管理体制の構築に努めています。

流動性リスク…………… 予期せぬ資金の流出等により損失を被るリスク

信頼を基にした地域での安定資金調達力が、J Aの流動性確保の基盤となっています。流動性のリスク管理については、運用と調達の適切なバランスが保てるよう、必要に応じてALM委員会で検討しています。

事務リスク…………… 事務面での事故等により損失を被るリスク

《信用の第一歩は正確な事務処理から》をモットーに、事務管理能力の向上を図るため、事務手続きを整備・充実し、事務の標準化と統一化を図っています。

また、職務権限・役割分担等を明確にするとともに、チェック二段体制や内部牽制機能の充実・強化により個人情報等を漏洩させない体制の構築に努めています。

システムリスク…………… コンピュータ等のシステムの不備により損失を被るリスク

業務の多様化やネットワーク化の進展に伴い、システムリスクはますます増大しています。J Aをあげてシステムの安定稼動に万全を期すとともに、情報セキュリティとして情報端末の適正管理・システムへのアクセス権限・不正なソフトウェア制限等に取り組んでいます。

オペレーションナルリスク…………… 業務過程や外生的な事象により損失を被るリスク

事務リスク・システムリスク等について、事務手続にかかる各種規程を理事会で定めて、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会・経営管理委員会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

内部統制システム基本方針

西宇和農業協同組合

組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」(添付のとおり)を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対する対応では、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダーリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルpline）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会・連合会等との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会・連合会等と連携する。

個人情報保護方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

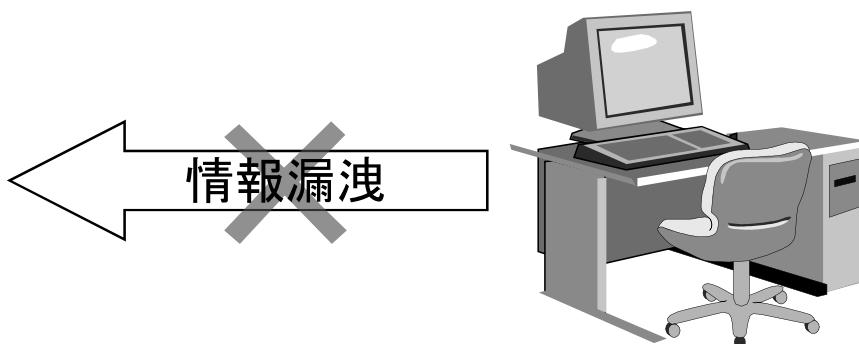
※ 個人情報の利用目的や開示手続および苦情の受付等、公表事項に関する事項については当JAホームページ（<http://www.ja-nishiwa.jp>）をご覧下さい。

情報セキュリティ基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



金融商品の勧誘方針

西宇和農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さんに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さんとの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さんに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さんの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さんのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さんに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さんからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

西宇和農業協同組合

当西宇和農業協同組合（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

J A バンク利用者保護等管理方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J A との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

利益相反管理方針

西宇和農業協同組合

当JAにしうわ（以下、「当JA」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当JAの間の利益が相反する類型

(取引例)

- 当JAの相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

(取引例)

- 農業法人等の買収において、当JAが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レンゲス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に對して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施しマネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融ADR制度への対応

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口でご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各店舗の窓口へお申し出下さい。各店舗のほか、次の窓口でも受け付けております。

当JAの相談・苦情受付窓口	
信用事業	担当部署：金融部業務課 電話番号：0894-24-1118 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
共済事業	担当部署：共済部業務課 電話番号：0894-24-1112 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

外部の紛争解決機関	
信用事業	愛媛県弁護士会紛争解決センター 電話番号：089-941-6279 受付時間：午前10時～午前12時 午後1時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く） ※ 利用に際しては、①の信用事業窓口、または以下の愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。 JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所） 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（祝日および金融機関の休業日を除く）
共済事業	(一社) 日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 電話番号：0120-159-700 https://www.jibai-adr.or.jp/ (一財) 日弁連交通事故相談センター 電話番号：0570-078325 https://n-tacc.or.jp/ (一財) 交通事故紛争処理センター 電話番号：03-3346-1756（東京本部） https://www.jcstad.or.jp/ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・出張所・事業所等の全てを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

● 内部監査実績

監 査 の 種 類	部署数
業 務 全 般 監 査	5
現 物 実 査	24
フ オ ロ ー ア ッ プ 監 査	7

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、18.90%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

● 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,920 百万円（前年度 2,923 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業のご案内

【信用事業】

● 賢金業務

「地域に貢献し、利便性・信頼性の高いJA銀行を目指す」をモットーに、きめ細かいサービスに努めるとともに、親しまれる渉外・明るい窓口づくりに積極的に取り組んでいます。また、女性だけの特典「味覚友の会」・旅行参加を目的とした「旅行定積」・冠婚葬祭特典付の「アルミエ会」・当JAで年金を受給（予約含む）されている方の特典「年金受給者優遇定期貯金」「JAネットバンク金利優遇定期貯金」等の拡充・強化も積極的にすすめ、貯金保険制度により全額保護される〔普通型貯金無利息型（決済用）〕の取り扱いもしております。

また、伊方町指定金融機関・八幡浜市・西予市の指定代理金融機関として公金の取り扱いも行い、皆様方へのサービス向上に努めています。

貯金商品のご案内

種類	特色と内容	お預入期間	1回のお預入単位
総合口座	普通貯金	出し入れ自由	1円以上
		1ヶ月・2ヶ月 3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年 4年・5年	1円以上
	定期貯金	6ヶ月以上	1,000円以上
普通貯金	◎受け取る、支払う、貯める、借りる、の4つの機能を1冊の通帳にまとめた便利な口座です。 ◎定期貯金・定期積金をセットすることで、セットされた定期貯金・定期積金残高の90%（最高500万円）まで自動的に借り入れできます。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	◎手形や小切手で決済ができる貯金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	◎お預入れ残高に応じて金利がアップします。 ◎普通貯金の手軽さでいつでも出し入れができます。	出し入れ自由	1円以上
定期積金	◎お楽しみの目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。 ◎積立期間が自由に選べますから、プランに沿って、無理なく目標達成ができます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000円以上
積立式定期貯金	◎月々の積立を1口毎に期日指定定期貯金でお預かりします。 ◎積立方法には、毎月一定日に一定額を積み立てる目標型と、積立日・積立額とも自由な自由型があります。	エンドレス型 満定期 年金型	1円以上
期日指定定期貯金	◎個人のみの定期貯金で1年間の据置期間経過後、任意の日を満期日として指定できます。 ◎利息は、預入期間に応じて1年複利で計算されるので、長く預けるほど有利です。	最長3年	1円以上 300万円未満
スーパー定期貯金	◎1ヶ月以上の決められた期間お預入れいただく貯金で、預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上
大口定期貯金	◎1,000万円からの大口資金運用に有利な定期貯金で、金利は市場金利を反映した設定となっています。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	◎お預け入れ後、適用利率が市場の金利動向に応じて6ヶ月ごとに変動します。 ◎複利計算で、利息が利息を生む定期貯金です。	1年 2年 3年	1円以上

種類	特色と内容	お預入期間	1回のお預入単位
財形貯蓄	一般財形貯金 ◎お勤めの方を対象に給料から天引きされる積立定期貯金です。 ◎ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金 ◎豊かな老後に備えての年金受取型財形貯金です。 ◎財形住宅と合わせて元本550万円まで非課税で、退職後も非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金 ◎住宅取得や増改築を目的とした財形貯蓄です。 ◎財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税となります。	5年以上	1円以上

● 貸出業務

組合員・地域の皆様の生産拡大、所得・生活の向上が図られるることを基本とし、自動車・教育・住宅等の各種ローンを重点に、農業近代化資金等の制度資金の取り扱いをはじめとして、株式会社日本政策金融公庫・住宅金融支援機構や地場中小企業融資等、幅広く取り扱っております。

主な融資商品のご案内

種類	特色と内容	金額	期間
目的に合わせて	多目的ローン ◎資金使途の確認できる必要とする一切の生活資金に	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
	マイカーローン ◎自動車・バイク購入、修理、車検費用等に	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内
	教育ローン ◎入学金、授業料、アパート家賃等に	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内
マイホームのために	一般型 ◎マイホームの新築・購入・増改築、借換、土地購入資金等に	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
	100%応援型 ◎マイホームの新築・購入・増改築資金等に	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
	借換応援型 ◎他金融機関から借入中の借換住宅資金として	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
	リフォームローン ◎マイホームの増改築・改装・補修等に	10万円以上 2,000万円以内	1年以上 20年以内
使い道自由	フリーローン ◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 300万円以内	10年以内
	カードローン ◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 300万円以内	1年 (自動更新)
農業資金として	J A 農業おまかせ資金 ◎施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期、長期運転資金などに	認定農業者個人 ：3,600万円 認定農業者以外の個人 ：3,000万円 認定農業者法人 ：7,200万円 認定農業者以外の法人 ：6,000万円	設備資金：15年以内 (据置期間2年以内) 運転資金：7年以内 (据置期間2年以内)

主な農業融資のご案内

対象者	ご利用頂ける資金
【認定農業者】 農業者が将来の経営計画を具体的に提示し市町村が認定した場合、認定農業者として低利融資、機械等の導入、税制の優遇、経営相談等の支援措置が受けられます。なお、性別、専業・兼業の別、経営規模を問わず、認定の対象となります。	J A農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパーS資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 営農ローン J A農機ハウスローン
【認定新規就農者】 就農を希望する方で就農計画を県が認定した場合、認定就農者として準備資金や整備資金が無利子で借入できるほか、技術・経営指導等が受けられます。認定就農者は青年と中高年に分けられ、研修期間や貸付金額が異なります。	J A農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパーS資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 農業改良資金 営農ローン J A農機ハウスローン
【認定農業者・認定就農者以外の方】 <ul style="list-style-type: none">・主業農業者・主業農業経営に準ずる農業経営者・上記の経営者以外の農業者（配偶者、後継者等）・一定の基準を満たす任意団体の構成員等	J A農業おまかせ資金 農業近代化資金 アグリマイティー資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 営農ローン J A農機ハウスローン
【上記以外の方】	アグリマイティー資金 営農ローン J A農機ハウスローン

● 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や代金取立が安全・確実・迅速にできます。

● 国債・その他

利付国債・割引国債の窓口販売及び保護預かりにより、皆様の余裕資金を安全かつ有利に運用できるよう取り扱っています。

また、オンラインシステムを利用した給与振込サービス、自動集金サービス、自動振替サービス、全国の J A や全国の他業態と提携して土曜・日曜・祝日も稼働するキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

● 特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業を営んでいる事業所はありません。

● 手数料一覧

1. 為替手数料

(単位:円)

区 分			手 数 料 (税 込)					
			JAネット バンク利用	機械 利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口 利用
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満				MT等	帳票	
		無料	無料	無料	110	110	220	
	当組合本支店あて	3万円以上	無料	無料	無料	220	330	440
			無料	無料	110	110	220	220
	県内系統金融機関あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220
			無料	無料	220	220	440	440
	県外系統金融機関あて	3万円未満	110	110	110	110	220	220
			220	220	220	220	440	440
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	220	385	275	275	495
		電信扱	3万円以上	220	550	330	330	660
		文書扱	3万円未満	—	—	—	—	440
		文書扱	3万円以上	—	—	—	—	660
給与振込 手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて			無料				
	他金融機関あて			220				
代金取立 手数料 1通につき	当組合本支店あて			220				
	電子交換			440				
	他金融機関あて	至急扱 (個別取立)	1,100					
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき			880				
	不渡手形返却料 1通につき			880				
	取立手形組戻料 1通につき			880				
	取立手形店頭呈示料 1通につき			880 ただし、880円を超える取立費用を 要する場合はその実費を申し受けます。				

2. ATM利用手数料（1件につき）

(単位：円)

区分			利用時間	件数	手数料 (税込)
当組合カード 県内JAカード（注1）	平日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
県外JAカード（注1）	平日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
JFマリンバンクカード	平日	支 払	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	—	
愛媛銀行カード・伊予銀行カード 三菱東京UFJカード ゆうちょカード（注2）	平 日	支 払	8:45～18:00	—	無料
			18:00～19:00	1件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	1件	110
他金融機関カード (上記カード除く)	平 日	支 払	8:45～18:00	1件	110
			18:00～19:00	1件	220
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	1件	220
ゆうちょ銀行ATM利用 (注3)	平 日	支払・受入	8:00～8:45	1件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	1件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	1件	110
イーネットATM利用 LANS ATM利用 セブン銀行ATM利用 (注4)	平 日	支払・受入	8:00～8:45	1件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	1件	110
	土曜日	支払・受入	8:00～9:00	1件	110
			9:00～14:00	—	無料
			14:00～21:00	1件	110
	日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	1件	110

注1. 利用時間については、当JAの運用時間帯のうち最大稼働の利用時間としています。

注2. 愛媛銀行カード・伊予銀行カード・三菱東京UFJカードをご利用の場合は支払のみの対応とします。JAカードで愛媛銀行・伊予銀行・三菱東京UFJ銀行のATMを利用する場合も、支払のみの対応となります。

注3. 当JAカード・県内JAカードでゆうちょ銀行のATMを利用する場合は、JA単位の手数料設定となります。なお、県外JAカードを使用する場合は手数料が異なります。また、ゆうちょ銀行カードで県内JAのATMを利用する場合は支払のみとなり、手数料はゆうちょ銀行が設定した内容となります。

注4. イーネット・LANS・セブン銀行のATMでは、全JAカードが使用可能です。

3. 振替・返済等手数料

(単位：円)

区分	内 容		手数料 (税込)
貯蓄貯金(自動振替) 手数料スイング	順スイング	(普通貯金→貯蓄貯金) 1回	無料
	逆スイング	(貯蓄貯金→普通貯金) 1回	110
口座振替	依頼書によるもの 1件		110
自動振替手数料	1件につき (定額・定期振替を含む)		55
住宅ローン (1取引につき)	融資		33,000
	変動型	全額繰上償還	5,500
		一部繰上償還 (期間短縮、償還軽減)	2,200
		固定金利期間の再選択	5,500
	固定型	団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
		全額繰上償還	22,000
		一部繰上償還 (期間短縮、償還軽減)	2,200
		金利変更 (固定⇒変動)	5,500
	団信三大疾病保障特約の中途加入		5,500
	「JAバンクえひめフラット35」融資手数料 1取引		55,000

4. 発行手数料

(単位：円)

区分				手数料(税込)
小切手・ 手形用紙等	小切手用紙交付料	1冊50枚	3,300	
	約束手形用紙交付料		3,300	
	為替手形用紙交付料		3,300	
発行手数料	自己宛小切手	1枚	550	
	融資証明書	1通	440	
	利息支払証明書	1通	440	
	残高証明書	当組合所定用紙での発行	1通	440
		当組合所定外 用紙での発行	監査法人	3,300
			その他	1,430
取引履歴明細表	取引履歴明細表(※)	1取引先	550	
再発行手数料	通帳	1冊	1,100	
	証書	1通	1,100	
	キャッシュカード	1枚	1,100	
	I C キャッシュカード	1枚	1,100	
	I C キャッシュ・クレジット一体型カード	1枚	1,100	
	ローンカード	1枚	1,100	
窓口両替	50枚以下		無料	
	51枚以上100枚以下		330	
	101枚以上1,000枚以下		440	
	1,001枚以上		1,000枚毎に440円追加	

※ 一般取引先(個人・法人)に限ります。

5. 国債振替決済口座管理手数料

区分	基準	手数料(税込)
国債振替決済口座管理手数料	年間	無料
振替口座記載事項証明書の発行	1通	無料

6. デビットカードサービス手数料

(単位：円)

項目	基準	手数料(税抜)		
		料率	上限	下限
発行金融機関手数料	1回の売買取引債務(消費税込)の額に対して算出する。	1%	100	15

7. ネットバンキング利用手数料

内容		手数料(税込)
ネットバンキング利用(インターネットモバイル)	1契約(月間)	無料

8. 個人情報の開示等事務手数料

(単位：円)

内容	手数料(税込)
店頭での受取の場合	550
郵送の場合	1,100

9. 税務署など調査手数料

区分	手数料
残高・履歴等	1枚につき20円+消費税

10. 口座開設手数料(新設)

区分	内容	手数料(税込)
当座貯金口座開設手数料	1口座につき	3,300円

11. 株式払込金取扱手数料

(1) 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申し込みに来るような一般的な払込に適用します。

$$\text{手数料} = (\text{有償払込額} \times \chi / 1,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} \times \text{受付票または領収証通数}) \times (1 + \text{消費税の税率} + \text{地方消費税の税率})$$

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
340百万円未満	3.50	1,100 百万円以上	2.45	3,000 百万円以上	1.90
340百万円以上	3.40	1,200 ノ	2.40	4,000 ノ	1.85
380 ノ	3.30	1,300 ノ	2.35	5,000 ノ	1.80
420 ノ	3.20	1,400 ノ	2.30	6,250 ノ	1.75
460 ノ	3.10	1,500 ノ	2.25	7,500 ノ	1.70
500 ノ	3.00	1,600 ノ	2.20	8,750 ノ	1.65
600 ノ	2.90	1,700 ノ	2.15	10,000 ノ	1.60
700 ノ	2.80	1,800 ノ	2.10	11,250 ノ	1.55
800 ノ	2.70	1,900 ノ	2.05	12,500 ノ	1.50
900 ノ	2.60	2,000 ノ	2.00	15,000 百万円	1.45
1,000 ノ	2.50	2,500 ノ	1.95	15,000 百万円超過	χ
15,000 百万円を超過するもの					
χ (小数点 3 位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 1.45 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 1 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$					

注 1. 有償払込額 30 億円以上のものについては、取扱内容を勘案し別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することができるものとします。

(2) 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金をとりまとめて払い込むような一括払込の場合に適用します。

通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当します。

$$\text{手数料} = \text{有償払込額} \times \chi / 1,000 \times (1 + \text{消費税の税率} + \text{地方消費税の税率})$$

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
50 百万円未満	2.50	2,500 百万円以上	0.59	8,000 百万円以上	0.35
50 百万円以上	2.00	3,000 ノ	0.55	8,500 ノ	0.34
100 ノ	1.50	3,500 ノ	0.51	9,000 ノ	0.33
300 ノ	1.20	4,000 ノ	0.48	10,000 ノ	0.30
500 ノ	1.00	4,500 ノ	0.45	11,000 ノ	0.29
700 ノ	0.85	5,000 ノ	0.43	12,000 ノ	0.28
1,000 ノ	0.75	5,500 ノ	0.41	13,000 ノ	0.27
1,300 ノ	0.69	6,000 ノ	0.40	14,000 ノ	0.26
1,500 ノ	0.66	6,500 ノ	0.39	15,000 百万円	0.25
1,700 ノ	0.64	7,000 ノ	0.38	15,000 百万円超過	χ
2,000 ノ	0.62	7,500 ノ	0.36		
15,000 百万円を超過するもの					
χ (小数点 3 位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 0.25 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 0.2 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$					

注 1. 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

12. 未利用口座管理手数料

内 容	手数料 (税込)
年 間	1,320円

13. 大量硬貨入出金手数料

区 分	枚 数	手数料 (税込)
大量硬貨 入出金手数料	50枚以下	無料
	51枚以上 100枚以下	330円
	101枚以上 1,000枚以下	440円
	1,001枚以上	1,000枚ごとに440円加算

【共済事業】

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・障害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を主に、一人ひとりの生活スタイルにあった推進に取り組んでいます。その中において、3 Q訪問活動（全戸訪問）を展開し、生命系では医療系共済を中心とする総合生活保障の取り組み、さらに自動車共済「クルマスター」の普及拡大を図るため、積極的な推進を行い契約者満足度の向上・サービスの提供に向けて取り組んでいます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

こんな方にオススメです	共済の種類
万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	終身共済
病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型終身共済
まとまった資金を活用したい方	生存給付特則付 一時払終身共済(平28.10)
一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	定期生命共済
お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方	定期生命共済（遅減期間設定型）みちびき
貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	養老生命共済
病気やケガに備える医療保障がほしい方	医療共済 メディフル
病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型医療共済
がんに手厚く備えたい方	がん共済
身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	生活障害共済 働くわたしのささエール
身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール
一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	認知症共済
一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	介護共済
まとまった資金を活用したい方	一時払介護共済
老後の生活資金の準備を始めたい方	予定期率変動型年金共済 ライフロード
お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	こども共済
火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス
自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	自動車共済 クルマスター
農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業者賠償責任共済 ファーマスト

※他にも「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

【購買事業】

生産資材では、肥料・農薬の予約購買の推進による安定供給と、農機・生産資材・燃料（給油所）を、生活資材では地域に密着した生活店舗・食販をはじめ、耐久消費財・生活燃料（LPG）・宅配事業など、組合員及び地域住民のニーズに応え、住み良い社会づくりのために幅広い事業展開に取り組んでいます。また、CA（シトラスアドバイザー）を選任して、生産面における肥料・農薬等の専門知識を習得し、生産者の相談者になれるよう育成にも取り組んでいます。

【農業経営事業】

平成29年度から、当たり手のいない優良園地の一時的管理、その後の新規就農者等への引継ぎを目的として「農業経営事業」を始めています。管理する園地を就農希望研修生の技術習得や職員研修の場として活用し、担い手支援チームと連携して担い手の育成に取り組んでいます。

【販売事業】

消費者の求める安全・安心、おいしい、新鮮な農産物の販売に産地をあげて取り組んでいます。西宇和農業の中心である柑橘類（温州みかん・伊予柑・清見など）の安定供給に努めています。

また、平成30年度から「西宇和みかん」「西宇和柑橘」の知名度アップを目指し、「西宇和キャンペーン」を開始しています。温州みかんの白箱（Nマーク西宇和みかん）も徐々に浸透し知名度を上げています。



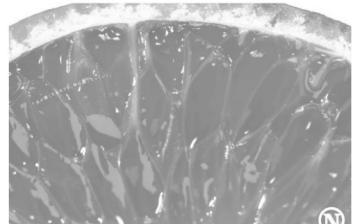
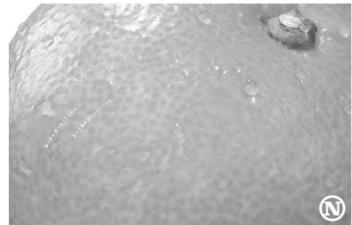
うまいわ、
にしうわ。

<ロゴマークについて>

●「Nマーク」は日本を代表するみかん産地の証し

日本のみかんを代表する産地、愛媛の中でも、100年を超える歴史と品質への高い評価をいただいている西宇和エリアのみかんだけが使用することができる、「みかんの聖地」「みかんのブルゴーニュ（みかんに特化した産地）」を目指した品質宣言マークです。

おいしいみかんを探す目印にしてください。



●「Nマーク」が生まれた背景

西宇和エリアは、かんきつ栽培に適した地形で、土地ならではの個性を受け継いだ高品質なみかんが育てられています。

そこでJAにしうわ（西宇和農業協同組合）は、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町にまたがるエリアで生産された温州みかんを「西宇和みかん」として統一ブランド化し、品質を保証する「Nマーク」の表示を平成30年度出荷分から開始。

段ボールや店頭販売の袋、店頭ツールなどにNマークを表示し、みかんの聖地・西宇和でとれた「西宇和みかん」であることを分かりやすくお伝えします。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

● 「JA銀行システム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA銀行システム」といいます。

「JA銀行システム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJA銀行が拠出した「※JA銀行支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	153,561,669	153,413,452	1. 信用事業負債	153,774,977	154,384,330
(1) 現金	447,041	481,850	(1) 賀金	153,626,927	154,179,566
(2) 預金	133,269,721	135,158,331	(2) その他信用事業負債	148,049	204,763
系統預金	133,266,378	135,149,353	未払費用	14,407	12,875
系統外預金	3,342	8,978	その他の負債	133,641	191,888
(3) 有価証券	10,617,660	9,478,110	2. 共済事業負債	489,108	494,332
国債	10,412,440	9,269,310	(1) 共済資金	253,957	255,441
地方債	205,220	208,800	(2) 未経過共済付加収入	223,071	229,479
(4) 貸出金	9,004,749	8,203,720	(3) 共済未払費用	12,079	9,410
証書貸付金	8,714,675	7,896,500	3. 経済事業負債	3,977,230	3,956,918
当座貸越	290,074	307,220	(1) 経済事業未払金	645,520	494,390
(5) その他信用事業資産	312,728	204,125	(2) 経済受託債務	3,331,710	3,462,527
未収収益	102,569	92,023	(3) その他の経済事業負債	—	—
その他の資産	210,159	112,101	4. 雜負債	426,660	557,791
(6) 貸倒引当金	△ 90,230	△ 112,685	(1) 未払法人税等	131,531	116,590
2. 共済事業資産	15,328	12,108	(2) リース債務	81,165	89,895
(1) その他の共済事業資産	15,328	12,108	(3) 資産除去債務	3,360	3,288
3. 経済事業資産	4,260,995	4,258,769	(4) その他の負債	210,603	348,017
(1) 経済事業未収金	779,915	831,127	5. 諸引当金	521,688	578,690
(2) 経済受託債権	1,612,964	1,692,695	(1) 賞与引当金	66,720	67,749
(3) 棚卸資産	1,438,699	1,341,242	(2) 退職給付引当金	429,567	492,334
購買品	1,438,699	1,341,242	(3) 役員退職慰労引当金	25,400	18,606
(4) その他の経済事業資産	445,266	417,388	6. 繰延税金負債	—	—
(5) 貸倒引当金	△ 15,850	△ 23,684	7. 再評価に係る繰延税金負債	729,443	730,573
4. 雜資産	1,013,084	1,820,902	負債の部合計	159,919,108	160,702,637
5. 固定資産	7,415,254	7,361,572	(純資産の部)		
(1) 有形固定資産	7,242,448	7,345,775	1. 組合員資本	11,736,745	11,253,887
建物	8,141,417	8,202,219	(1) 出資金	2,920,990	2,923,199
機械装置	5,837,663	5,610,298	(2) 資本準備金	707	707
土地	5,219,934	5,226,055	(3) 利益剰余金	8,826,787	8,388,273
リース資産	165,300	165,300	利益準備金	4,239,386	4,119,386
建設仮勘定	—	170,741	その他利益剰余金	4,587,400	4,268,886
その他の有形固定資産	2,044,539	2,015,697	営農振興積立金	460,000	340,000
減価償却累計額	△ 14,166,406	△ 14,044,536	経営安定化対策積立金	1,500,059	1,300,059
(2) 無形固定資産	172,806	15,797	地域農業振興積立金	34,508	34,914
6. 外部出資	6,867,487	6,894,396	土地減損対策積立金	1,535,540	1,520,088
系統出資	6,628,075	6,628,075	共選再編積立金	360,000	280,000
系統外出資	150,832	177,741	当期末処分剰余金	697,292	793,825
子会社等出資	88,580	88,580	(うち当期剰余金)	(499,948)	(568,170)
7. 繰延税金資産	167,043	118,159	(4) 処分未済持分	△ 11,740	△ 58,293
			2. 評価・換算差額等	1,645,010	1,922,837
			(1) その他有価証券評価差額金	53,158	328,029
			(2) 土地再評価差額金	1,591,852	1,594,808
			純資産の部合計	13,381,755	13,176,725
資産の部合計	173,300,863	173,879,362	負債及び純資産合計	173,300,863	173,879,362

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	令和 4 年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)	科 目	令和 5 年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	令和 4 年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)
1. 事業総利益	3,223,466	3,206,191	2. 事業管理費	2,681,317	2,694,757
事業収益	7,721,388	7,640,628	人件費	1,827,556	1,858,592
事業費用	4,497,921	4,434,436	業務費	260,661	218,770
(1) 信用事業収益	1,131,229	1,117,065	諸税負担金	102,085	95,548
資金運用収益	1,037,243	1,029,166	施設費	487,854	518,915
役務取引等収益	28,227	15,711	その他事業管理費	3,159	2,930
その他経常収益	65,758	72,188	3. 事業 利 益	542,148	511,434
(2) 信用事業費用	55,867	59,490	3. 事業外収益	223,857	241,786
資金調達費用	30,001	28,187	受取雑利息	6,629	5,589
役務取引等費用	10,426	10,110	受取出資配当金	148,143	148,143
その他事業直接費用	—	12,258	賃貸料	32,843	32,115
その他経常費用	15,439	8,933	職員厚生貸付金利息	1,690	2,037
(うち貸倒引当金戻入益)	(△22,454)	(△22,956)	雑収入	34,550	53,899
信用事業総利益	1,075,361	1,057,575	4. 事業外費用	36,136	27,545
(3) 共済事業収益	614,168	637,308	支払雑利息	1,818	1,818
共済付加収入	570,275	589,135	寄付金	821	1,316
その他の収益	43,893	48,172	賃貸物件等経費	4,892	8,189
(4) 共済事業費用	52,219	47,233	雑損失	28,604	16,221
共済推進費	29,604	23,851	5. 特別利益	729,869	725,675
その他の費用	22,614	23,382	固定資産処分益	—	709
共済事業総利益	561,949	590,074	6. 特別損失	82,423	91,585
(5) 購買事業収益	4,961,829	4,854,120	固定資産処分損	12,464	—
購買品供給高	4,772,296	4,648,186	固定資産圧縮損	25,000	—
購買手数料	110,919	136,173	減損損失	44,958	91,585
その他の収益	78,614	69,761	税引前当期利益	672,446	634,800
(6) 購買事業費用	4,035,252	3,909,803	法人税・住民税及び事業税	161,782	146,841
購買品供給原価	3,959,167	3,832,660	法人税等調整額	10,715	△ 80,212
その他の費用	76,085	77,142	法人税等合計	172,498	66,629
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(850)	当期剰余金	499,948	568,170
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,234)	—	当期首繰越剰余金	192,608	168,741
購買事業総利益	926,576	944,317	土地再評価差額金取崩額	2,956	47,681
(7) 販売事業収益	839,902	871,193	土地減損対策積立金取崩額	1,373	8,826
販売品販売高	359,261	418,864	農業振興積立金取崩額	405	405
販売手数料	432,789	413,084	当 期 末 処 分 剰 余 金	697,292	793,825
その他の収益	47,851	39,244			
(8) 販売事業費用	280,546	320,531			
販売品販売原価	255,475	294,374			
その他の費用	25,071	26,157			
販売事業総利益	559,355	550,662			
(9) その他事業収益	201,415	166,925			
(10) その他事業費用	14,596	12,008			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△71)			
その他事業総利益	186,818	154,916			
(11) 指導事業収入	4,692	5,201			
(12) 指導事業支出	91,287	96,555			
指導事業収支差額	△ 86,595	△ 91,353			

注 1. 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度について各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

①肥料・農薬の主要品目：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②上記以外の品目 : 売価還元法による低価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間に

おける平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 44,958 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の

計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,886,548 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,871,961 千円 機械装置 7,010,045 千円 その他の有形固定資産 4,542 千円

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	392 千円
子会社に対する金銭債務の総額	466,999 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	63,324 千円
--------------------------	-----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 105,722 千円、危険債権額は 113,919 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 219,642 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	3,340,242 千円
---------------------	--------------

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

IV. 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	22,906 千円
うち事業取引高	5,664 千円
うち事業取引以外の取引高	17,241 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	12,820 千円
うち事業取引高	12,808 千円
うち事業取引以外の取引高	11 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
三 瓶 純 油 所	一般資産	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 純 油 所	〃	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
瀬 戸 大 久 駐 車 場	賃貸資産	土地	
三 崎 旧 松 集 荷 所	遊休資産	土地	
二 及 代 物 弁 済	〃	土地	
双 岩 事 業 所	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地	
二 及 事 業 所	〃	土地	
藏 貫 事 業 所	〃	土地	
三 崎 住 宅	〃	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	
み つ る 選 果 場	〃	建物・構築物・機械装置・その他の有形固定資産	
だ ん だ ん 三 瓶	〃	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（瀬戸大久駐車場）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、三崎住宅、二名津事業所）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

みつる選果場は、取り壊しの決定により遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

だんだん三瓶は、営業再開が未定であるため遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

（3）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三瓶給油所	641 千円 (土地 576 千円、建物 18 千円、機械装置 39 千円、その他の有形固定資産 7 千円)
大平給油所	495 千円 (土地 481 千円、建物 5 千円、機械装置 7 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
瀬戸大久駐車場	401 千円 (土地 401 千円)
三崎旧松集荷所	4 千円 (土地 4 千円)
二及代物弁済	183 千円 (土地 183 千円)
双岩事業所	93 千円 (土地 93 千円)
磯津事業所	25 千円 (土地 25 千円)
周木事業所	638 千円 (土地 638 千円)
二及事業所	236 千円 (土地 236 千円)
蔵貫事業所	560 千円 (土地 560 千円)
三崎住宅	36 千円 (土地 36 千円)
二名津事業所	152 千円 (土地 152 千円)
みつる選果場	38,757 千円 (建物 36,774 千円、構築物 1,534 千円、機械装置 112 千円、その他の有形固定資産 336 千円)
だんだん三瓶	2,730 千円 (土地 2,730 千円)

（4）回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、三崎住宅、二名津事業所、みつる選果場、だんだん三瓶の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

瀬戸大久駐車場の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は 7.72% です。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,073 千円の棚卸評価損が含まれています。

V. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が73,054千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ

た場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	133,269,721	133,154,800	△ 114,920
有価証券	10,617,660	10,617,660	
その他有価証券	10,617,660	10,617,660	—
貸出金	9,004,749		
貸倒引当金(*1)	△ 90,230		
貸倒引当金控除後	8,914,519	9,281,373	366,854
資産計	152,801,900	153,053,833	251,934
貯金	153,626,927	153,560,614	△ 66,313
負債計	153,626,927	153,560,614	△ 66,313

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用していません。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	6,867,487

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	133,269,721	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	10,400,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	10,400,000
貸出金(*1,2)	1,156,191	720,521	590,948	569,657	432,311	5,465,908
合計	134,425,912	720,521	590,948	569,657	432,311	15,865,908

(*1) 貸出金のうち、当座貸越290,074千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等69,210千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	148,393,485	2,316,301	1,893,802	422,078	515,847	85,413

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	8,884,950	8,466,831
	地方債	205,220	203,059
	小計	9,090,170	8,669,890
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,527,490	1,778,362
	地方債	—	—
	小計	1,527,490	1,778,362
合計	10,617,660	10,448,252	169,407

VII. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は1,063,400千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）	744,911 千円
勤務費用	9,985 千円
利息費用	5,363 千円
数理計算上の差異の発生額	96,327 千円
退職給付の支払額	△ 85,126 千円
期末における退職給付債務（控除後）	771,460 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	347,879 千円
期待運用収益	3,617 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 46 千円
年金制度への拠出金	12,743 千円
退職給付の支払額	△ 38,864 千円
期末における年金資産	325,329 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）	1,834,861 千円
（うち特定退職共済制度）	△ 1,063,400 千円
退職給付債務（控除後）	771,460 千円
年金資産	△ 325,329 千円
未積立退職給付債務	446,131 千円
未認識過去勤務費用	67,619 千円
未認識数理計算上の差異	△ 84,183 千円
貸借対照表計上額純額	429,567 千円
退職給付引当金	429,567 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	9,985 千円
利息費用	5,363 千円
期待運用収益	△ 3,617 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 4,063 千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 11,428 千円
小計	△ 3,761 千円
特定退職共済制度への拠出金	70,189 千円
合計	66,428 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期待用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期待用収益率	1.04%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,877千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、186,294千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	18,470 千円
	退職給付引当金	118,818 千円
	貸倒引当金	21,258 千円
	雑損失	20,387 千円
	減損損失	302,254 千円
	その他有価証券評価差額金	69,391 千円
	役員退職慰労引当金	7,025 千円
	その他	40,337 千円
繰延税金資産	小計	597,945 千円
	評価性引当額	△ 314,251 千円
繰延税金資産	合計 (A)	283,694 千円
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 401 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 116,249 千円
繰延税金負債	合計 (B)	△ 116,650 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		167,043 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.04%
住民税均等割等	0.79%
評価性引当額の増減	△ 1.21%
その他	△ 0.89%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.65%
-------------------	--------

IX. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引（借り手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）

太陽光設備（経済センター）

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借り手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

（単位：千円）

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	1,965	16,660	18,625

事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	内 訳 科 目	令和5 年度	令和4 年度
人 件 費	役員報酬	57,217	57,714
	給料手当	1,427,204	1,446,507
	うち賞与引当金繰入額	66,720	67,749
	福利厚生費	269,865	277,614
	退職給付費用	66,428	69,849
	役員退職慰労金	6,840	6,906
	うち役員退職慰労引当金繰入額	6,840	6,906
小 計		1,827,556	1,858,592
業 務 費	会議費	20,463	14,282
	接待交際費	1,115	1,057
	宣伝広告費	1,414	1,326
	通信費	37,732	38,343
	印刷消耗品費	24,604	23,827
	図書研修費	14,321	17,361
	業務委託費	153,031	115,080
	旅費	7,977	7,491
小 計		260,661	218,770
諸 税 負 担 金	租税公課	65,512	59,476
	支払賦課金	30,542	30,205
	分担金	6,030	5,866
	小 計	102,085	95,548
施 設 費	減価償却費	228,482	217,775
	保守修繕費	62,800	72,950
	保険料	30,267	33,228
	水道光熱費	61,082	72,193
	賃借料	47,143	63,171
	消耗備品費	1,935	1,357
	車輌費	36,175	36,968
	施設管理費	19,966	21,271
小 計		487,854	518,915
その他事業管理費		3,159	2,930
合 計		2,681,317	2,694,757

注 1. 給料手当は賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算して記載しています。また、役員退職慰労金も同様に役員退職慰労引当金戻入額を控除し、役員退職慰労引当金繰入額を加算して記載しています。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和4年度
当期末処分剰余金	697,292	793,825
任意積立金取崩額	1,500,000	—
経営安定化対策積立金	1,500,000	—
剰余金処分額	1,975,351	601,217
利益準備金	—	120,000
任意積立金	1,912,810	416,825
営農振興積立金	100,000	120,000
経営安定化対策積立金	300,000	200,000
土地減損対策積立金	12,810	16,825
共選再編積立金	—	80,000
選果場施設再編整備積立金	1,500,000	—
事業分量配当金	19,475	21,675
出資配当金	43,065	42,715
次期繰越剰余金	221,940	192,608

注1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和5年度 1.5% 令和4年度 1.5%

注2. 事業分量による配当の基準は、次のとおりです。

令和5年度 肥料の年間供給高に対し 3.0% 令和4年度 肥料の年間供給高に対し 3.0%

注3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度 30,000 千円 令和4年度 30,000 千円

注4. 任意積立金における目的積立金の名称及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

名 称：営農振興積立金

積立目的：営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的としています。

積立目標額：営農指導事業に係る費用の財源確保を目指して出資金の2倍に達するまでの金額としています。

積立基準：毎事業年度の剰余金(繰越欠損のある場合には、これを補填した後の金額)の5分の1に相当する金額以上の金額を基準としています。

取崩基準：原則として取り崩しは行いません。ただし、農業振興等に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合には、経営管理委員会の決議を経て取り崩すことができます。

名 称：経営安定化対策積立金
積立目的：将来突発的に発生するリスク（有価証券・固定資産の減損損失、会計変更等に伴う多額の費用処理、組合の財務に大きな影響を及ぼす損失及び支出等）への備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失若しくは支出に充てることを目的としています。

積立目標額：2,000,000,000円

積立基準：毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

取崩基準：積立目的による事由が発生したときに、経営管理委員会の決議によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとし、総代会において報告するものとしています。

名 称：地域農業振興対策積立金

積立目的：旧日土青果農業協同組合、旧伊方町農業協同組合、旧三瓶町農業協同組合の合併持分調整に伴う造成基金を適切に管理するとともに、該当支店の農業振興対策事業、営農振興強化対策事業に必要な資金を確保することを目的としています。

積立額：34,508,620円

積立基準：定款に定めるもののほかは、地域農業振興対策積立金規程の定めるところによるものとしています。

取崩基準：定款に定めるもののほかは、地域農業振興対策積立金規程の定めるところによるものとしています。また、該当支店の支店運営委員会の協議を経て、経営管理委員会の決議により行うものとしています。

名 称：土地減損対策積立金

積立目的：固定資産の減損処理に伴い発生する損失または支出のうち、土地の減損処理に充てることを目的としています。

積立目標額：土地の簿価（既に減損処理を行っている土地については減損処理後の簿価）と時価（直近の固定資産税評価額）との差額としています。

積立基準：毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

取崩基準：積立目的による事由が発生したときに、経営管理委員会の決議によって当該土地の減損額に相当する積立額を取り崩すものとし、総代会において報告するものとしています。

名 称：共選再編積立金

積立目的：共選体制を維持するための共選再編に向けて、建物の建設費、機械装置の更新費等に充てることを目的としています。

積立額：360,000,000円

積立基準：以後の積み立ては行いません。

取崩基準：所定の事由に対し柑橘共同選果部会の運営委員会の決議、要請に基づき経営管理委員会の決議を経て取り崩すこととしています。

名 称：選果場施設再編整備積立金

積立目的：将来にわたって共同選果・販売の体制を維持し、強固にするため選果場施設の再編整備に充てることを目的としています。

積立額：1,500,000,000円

積立基準：経営安定化対策積立金を取り崩し繰り入れることとしています。

取崩基準：選果場施設再編整備に伴う機械設備等の取得に対する減価償却費等の受益者負担に充てるため、再編を行う柑橘共同選果部会の運営委員会の決議、要請に基づき経営管理委員会の決議を経て取り崩すこととしています。なお、1施設に対し、機械設備取得費総額（補助事業対象外も含む）の20%以内で、上限5億円、期間は5年以内とし、要請時に取り崩し計画を立て取り崩すこととしています。

部門別損益計算書（令和5年度）

(単位：千円)

項目	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	8,517,654	1,131,229	614,168	5,553,624	1,213,940	4,692	
事業費用②	5,294,187	55,867	52,219	4,161,047	933,551	91,501	
事業総利益③ ①-②	3,223,466	1,075,361	561,949	1,392,576	280,388	△ 86,809	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	2,681,317 (228,482) (1,827,556)	749,282 (15,462) (485,116)	420,040 (5,229) (331,957)	928,436 (174,943) (550,219)	317,491 (27,322) (230,700)	266,068 (5,524) (229,562)	
うち共通分⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		177,829 (2,309) (45,332)	108,683 (781) (31,020)	211,600 (44,819) (51,416)	68,234 (4,084) (21,558)	49,403 (825) (21,451)	△ 615,751 (△ 52,819) (△ 170,780)
事業利益⑧ ③-④	542,148	326,079	141,908	464,140	△ 37,102	△ 352,877	
事業外収益⑨	223,857	64,051	38,082	80,487	23,925	17,310	
うち共通分⑩		62,310	38,082	74,143	23,909	17,310	△ 215,757
事業外費用⑪	36,136	10,803	6,286	12,239	3,949	2,857	
うち共通分⑫		10,285	6,286	12,239	3,946	2,857	△ 35,615
経常利益⑬ ⑧+⑨-⑪	729,869	379,327	173,704	532,388	△ 17,126	△ 338,424	
特別利益⑭	25,000	-	-	25,000	-	-	
うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	82,423	13,861	8,471	45,591	7,176	7,321	
うち共通分⑰		13,861	8,471	16,493	5,318	3,850	△ 47,996
税引前当期利益⑲ ⑬+⑭-⑯	672,446	365,465	165,233	511,796	△ 24,303	△ 345,746	
営農指導事業分配賦額⑲		69,149	69,149	172,873	34,574	△ 345,746	
営農指導事業配賦後⑳ 税引前当期利益	672,446	296,316	96,083	338,923	△ 58,878		

注1. 損益計算書の「事業収益」「事業費用」は、農業協同組合法施行規則の改正に伴い各事業相互間の内部損益を除去しているため、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」とは一致していません。

配賦割合

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	28.8	17.6	34.3	11.0	8.0	100
営農指導事業	20.0	20.0	50.0	10.0	-	100

部門別の資産

(単位：千円)

項目	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	173,300,863	157,410,804	1,512,128	5,425,193	304,661	933	8,647,042
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	173,300,863 (7,415,254)	159,908,083 (2,141,536)	3,038,378 (1,308,832)	8,396,707 (2,548,216)	1,262,879 (821,718)	694,714 (594,951)	

財務諸表の正確性等にかかる確認

経営者確認書

- 1 私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月27日
西宇和農業協同組合
代表理事理事長 小笠原 栄治

会計監査人の監査

令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

開示基準別の債権の分類・保全状況図

<自己査定債務者区分>		<金融再生法／農協法>		
信用事業総与信		信用事業以外の与信		
貸出金	その他債権	貸出金	その他債権	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
実質破綻先		危険債権		
破綻懸念先		要管理債権		
要注意先	要管理先	三月以上延滞債権		
		貸出条件緩和債権		
その他要注意先		正常債権		
正常先				

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息に支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の債権または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特産の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

●要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

●三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

注1. 農協法施行規則の一部改正により、金融再生法開示債権と農協法施行規則による開示債権の一本化が図られました。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標

(単位:千円、人、%)

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
経常収益(事業収益)	8,517,654	8,688,806	9,019,001	9,315,501	9,244,486
信用事業	1,131,229	1,117,065	1,115,089	1,182,133	1,182,595
共済事業	614,168	637,308	698,575	714,909	739,891
農業関連事業	5,553,624	5,605,400	5,839,770	6,005,628	5,718,115
その他事業	1,218,632	1,329,031	1,365,566	1,412,830	1,603,883
経常利益	729,869	725,675	723,619	789,835	585,607
当期剰余金	499,948	568,170	352,097	578,668	356,935
純資産額	13,381,755	13,176,725	12,943,556	12,813,125	12,356,186
出資金	2,920,990	2,923,199	2,915,602	2,927,448	2,929,077
利益準備金	4,239,386	4,119,386	4,039,386	3,919,386	3,839,386
再評価差額金	1,591,852	1,594,808	1,642,490	1,705,833	1,743,244
資本積立金	707	707	707	707	707
任意積立金	3,890,108	3,475,061	3,167,431	2,735,595	2,477,574
有価証券等評価差額金	53,158	328,029	601,375	771,001	856,533
当期末処分剰余金	697,292	793,825	608,514	787,936	552,950
処分未済持分	△ 11,740	△ 58,293	△ 31,952	△ 34,784	△ 43,288
総資産額	173,300,863	173,879,362	174,662,432	173,346,422	166,950,180
貯金残高	153,626,927	154,179,566	154,640,776	152,995,879	146,964,603
貸出金残高	9,004,749	8,203,720	8,631,804	9,154,814	9,587,156
預金残高	133,269,721	135,158,331	134,827,596	133,376,483	123,279,145
有価証券残高	10,617,660	9,478,110	9,637,320	8,862,090	11,688,210
剰余金配当金額	62,540	64,391	42,910	43,027	43,071
事業分量配当	19,475	21,675	—	—	—
出資配当額	43,065	42,715	42,910	43,027	43,071
組合員数	10,566	10,752	11,026	11,458	11,728
正組合員	5,002	5,119	5,243	5,389	5,518
准組合員	5,564	5,633	5,783	6,069	6,210
役員数	30	31	30	30	30
理事	4	4	4	4	4
経営管理委員	20	21	20	20	20
監事	6	6	6	6	6
正職員数	257	271	279	274	294
男	173	187	198	200	216
女	84	84	81	74	78
単体自己資本比率	18.90	17.52	16.75	16.22	15.80

直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	増減
資金運用収支	1,007,241	1,000,978	6,262
役務取引等収支	17,800	5,600	12,200
その他信用事業収支	50,319	50,996	△ 676
信用事業粗利益	1,025,042	994,320	30,722
信用事業粗収益率	0.67	0.66	0.01
事業粗利益	3,274,703	3,260,586	17,274
事業粗収益率	1.69	1.85	△ 0.16
事業純益	593,385	565,829	27,556
実質事業純益	593,385	565,829	27,556
コア事業純益	593,385	578,088	15,297
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	593,385	578,088	15,297

注1. 信用事業粗収益率=信用事業粗収益÷信用事業資産平均残高×100

注2. 事業粗収益率=事業粗収益÷総資産平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和5年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	150,345	1,037	0.68	149,171	1,029	0.68
預金	132,251	792	0.59	131,666	791	0.60
有価証券	9,520	119	1.25	8,916	110	1.23
貸出金	8,573	125	1.46	8,588	127	1.48
資金調達勘定	152,020	30	0.01	151,780	28	0.01
貯金・定期積金	152,020	30	0.01	151,780	28	0.01
借入金	—	—	—	0	0	0.47
総資金利鞘	—	—	0.29	—	—	0.33

注1. 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項目	令和5年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	8,076	△ 22,245
うち貸出金	△ 1,845	△ 5,790
商品有価証券	—	—
有価証券	9,258	6,169
コールローン	—	—
買入手形	—	—
預金	663	△ 22,624
支払利息	1,813	610
うち貯金	1,815	645
譲渡性貯金	—	—
借入金	△ 1	△ 35
差引	6,262	△ 22,856

注1. 増減額は前年度対比です。

利益率

(単位: %)

項目	令和5年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.42	0.38	0.04
資本経常利益率	5.65	5.87	△ 0.22
総資産当期純利益率	0.25	0.32	△ 0.07
資本当期純利益率	3.87	4.60	△ 0.73

注1. 総資産経常利益率=経常利益÷総資産×100

注2. 資本経常利益率=経常利益÷資本勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産平均残高×100

注4. 資本当期純利益率=当期純利益÷資本勘定平均残高×100

貯金に関する指標

【科目別貯金残高】

(単位：千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	64,968,707	42.28	61,834,393	40.10	3,134,313
当座貯金	399,826		338,408		61,417
普通貯金	64,091,411		61,050,316		3,041,094
貯蓄貯金	465,029		442,466		22,563
通知貯金	—		—		—
別段貯金	11,887		2,759		9,128
その他貯金	552		—		109
定期性貯金	88,658,220	57.71	92,345,172	59.89	△ 3,686,952
定期貯金	85,962,440		89,215,847		△ 3,253,406
定期積金	2,695,779		3,129,325		△ 433,546
譲渡性貯金	—		—		—
合計	153,626,927	100.00	154,179,566	100.00	△ 552,638
組合員貯金	133,247,240	86.73	133,803,367	86.78	△ 556,127
うち同一世帯に属するもの	56,776,371		56,570,822		205,549
うちその他非営利法人	684,760		775,564		△ 90,804
うち地方公共団体	12,638,115		12,520,159		117,956
組合員以外の貯金	20,379,687	13.26	20,376,198	13.21	3,489

【科目別貯金平均残高】

(単位：千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	60,458,422	39.76	57,240,223	37.72	3,218,198
定期性貯金	91,599,433	60.23	94,499,542	62.27	△ 2,900,109
小計	152,057,855		151,739,766		318,089
譲渡性貯金	—		—		—
合計	152,057,855	100.00	151,739,766	100.00	318,089

【定期貯金残高】

(単位：千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
定期貯金	85,962,440	100.00	89,215,847	100.00	△ 3,253,406
うち固定自由金利定期	85,949,576	99.98	89,204,672	99.98	△ 3,255,096
変動自由金利定期	12,864	0.01	11,174	0.01	1,689

注1. 固定自由金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金です。

注2. 変動自由金利定期とは、預入期間中の市場金利に応じて金利が変動する自由金利定期貯金です。

貸出金に関する指標

【科目別貸出金残高】

(単位：千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,714,675	96.77	7,896,500	96.25	818,175
当座貸越	290,074	3.22	307,220	3.74	△ 17,146
割引手形	—	—	—	—	—
合計	9,004,749	100.00	8,203,720	100.00	801,028
組合員貸出金	5,874,332	65.55	5,825,473	71.41	48,858
うち同一世帯に属するもの	44,462		46,714		△ 2,251
組合員以外の貸出金	3,085,954	34.44	2,331,532	28.58	754,421
地方公共団体	634,381		809,644		△ 175,262
その他員外	2,451,573		1,521,888		929,684

【科目別貸出金平均残高】

(単位：千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,225,909	95.94	8,208,191	95.57	17,718
当座貸越	347,494	4.05	380,337	4.42	△ 32,843
割引手形	—	—	—	—	—
合計	8,573,404	100.00	8,588,529	100.00	△ 15,124

【貸出金の金利条件別内訳残高】

(単位：千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	8,557,024	95.02	7,688,287	93.71	868,737
変動金利貸出	447,725	4.97	515,432	6.28	△ 67,707
合計	9,004,749	100.00	8,203,720	100.00	801,029

注1. 固定金利貸出とは、貸付時に償還日までの利率が確定する貸出金です。

注2. 変動金利貸出とは、貸付期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金です。

【貸出金の担保別内訳残高】

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和4年度	増減
担保	609,115	667,182	△ 58,067
当組合貯金・積金	221,668	208,936	12,732
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他	387,446	458,246	△ 70,800
保証	5,336,584	5,238,343	98,241
農業信用基金協会	5,063,724	5,003,226	60,498
その他	272,859	235,116	37,743
信用	3,059,049	2,298,195	760,854
合計	9,004,749	8,203,720	801,029

【貸出金の業種別残高】

(単位:千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	2,245,368	24.93	2,150,073	26.20	95,295
林業	—	—	—	—	—
水産業	103,899	1.15	107,229	1.30	△ 3,330
製造業	252,785	2.80	241,205	2.94	11,580
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	557,011	6.18	565,012	6.88	△ 8,001
電器・ガス・水道業	119,172	1.32	116,804	1.42	2,368
運輸・通信業	126,366	1.40	133,750	1.63	△ 7,384
卸売・小売業・飲食店	123,352	1.36	130,338	1.58	△ 6,986
金融・保険業	2,035,022	22.59	1,034,242	12.60	1,000,780
不動産業	64,272	0.71	76,725	0.93	△ 12,453
サービス業	1,320,707	14.66	1,303,722	15.89	16,985
地方公共団体	634,381	7.04	809,644	9.86	△ 175,263
その他	1,422,408	15.79	1,534,970	18.71	△ 112,562
合計	9,004,749	100.00	8,203,720	100.00	801,029

【貯貸率・貯証率】

(単位: %)

種類	令和5年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	5.86	5.32
	期中平残	5.63	5.65
貯証率	期末	6.91	6.14
	期中平残	6.26	5.87

注1. 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率をいいます。

注2. 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率をいいます。

【貸出金の使途別内訳残高】

(単位:千円、%)

種類	令和5年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	4,860,753	53.97	4,812,615	58.66	48,138
運転資金	4,143,996	46.02	3,391,105	41.33	752,891
合計	9,004,749	100.00	8,203,720	100.00	801,029

【債務保証見返額の担保別内訳残高】

該当する取引はありません。

【営農類型別の貸出金残高】

(単位:千円)

種類	令和5年度	令和4年度	増減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	708,568	664,026	44,542
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	167,730	175,449	△ 7,719
農業関連団体等	—	—	—
合計	876,299	839,476	36,823

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、前記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

【資金種類別の貸出金残高】

(単位：千円)

種類	令和5年度	令和4年度	増減
プロパー資金	653,485	637,237	16,248
農業制度資金	222,814	202,239	20,575
農業近代化資金	212,879	192,390	20,489
その他制度資金	9,935	9,849	86
合計	876,299	839,476	36,823

注1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものを言います。

注2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの

②地方公共団体が利子補給等を行う事でJAが低利で融資するもの

③日本政策金融公庫が直接融資するもの

があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況】

(単位：千円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	105,722	37,979	8,136	59,607
	令和4年度	124,276	151	49,729	74,395
危険債権	令和5年度	113,919	48,252	46,902	18,765
	令和4年度	110,850	32,652	53,887	24,310
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
貸出件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
小計	令和5年度	219,642	86,232	55,038	78,372
	令和4年度	235,127	32,804	103,616	98,706
正常債権	令和5年度	8,800,921			
	令和4年度	7,975,256			
合計	令和5年度	9,020,563			
	令和4年度	8,210,383			

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況】

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種類	件数	令和5年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	59	170	55	166
	金額	28,845,321	41,156,219	25,321,994	40,424,248
代金取立為替	件数	0	—	0	0
	金額	57,461	—	6,685	338
雜為替	件数	1	1	1	1
	金額	3,791,030	266,041	4,375,047	250,214
合計	件数	62	174	57	169
	金額	32,693,814	41,422,260	29,703,727	40,674,800

有価証券に関する指標

【種類別有価証券残高】

(単位:千円)

種類	令和5年度	令和4年度	増減
国債	10,412,440	9,269,310	1,143,130
地方債	205,220	208,800	△ 3,580
金融債	—	—	—
合計	10,617,660	9,478,110	1,139,550

【種類別有価証券平均残高】

(単位:千円)

種類	令和5年度	令和4年度	増減
国債	9,317,165	8,711,284	605,881
地方債	203,330	203,591	△ 261
金融債	—	—	—
合計	9,520,495	8,914,875	605,620

【商品有価証券種類別平均残高】

該当する取引はありません。

【有価証券残存期間別残高】

(単位:千円)

種類	1年以下	1~3年	3~5年	5~7年	7~10年	10年超	期間の定めなし	合計
令和5年度								
国債	—	—	—	—	3,039,700	7,372,740	—	10,412,440
地方債	—	—	—	—	—	205,220	—	205,220
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	3,039,700	7,577,960	—	10,617,660
令和4年度								
国債	—	—	—	—	336,690	8,932,620	—	9,269,310
地方債	—	—	—	—	—	208,800	—	208,800
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	336,690	9,141,420	—	9,478,110

【有価証券の時価情報】

(単位：千円)

	種類	令和5年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	8,884,950	8,466,831	418,118	8,208,410	7,574,046	634,364
	地方債	205,220	203,059	2,160	208,800	203,325	5,475
	小計	9,090,170	8,669,890	420,279	8,417,210	7,777,371	639,839
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	1,527,490	1,778,362	△ 250,872	1,060,900	1,195,729	△ 134,829
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	1,527,490	1,778,362	△ 250,872	1,060,900	1,195,729	△ 134,829
合計		10,617,660	10,448,252	169,406	9,478,110	8,973,100	505,010

【デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引】

該当する取引はありません。

共済事業

【長期共済保有高】

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
生命総合共済	46,264	156,218,637	46,931	167,115,606
終身共済	15,103	125,230,341	15,231	133,184,922
定期生命共済	248	2,938,200	131	1,624,400
養老生命共済	4,614	23,254,353	5,159	27,454,203
うちこども共済	3,075	8,778,300	3,135	9,637,300
医療共済	11,243	2,380,100	11,216	2,625,700
がん共済	3,372	373,000	3,374	388,000
定期医療共済	282	380,400	316	422,100
介護共済	943	1,517,242	876	1,271,279
認知症共済	129		96	
生活障害共済	548		566	
特定重度疾病共済	609		569	
年金共済	9,173	145,000	9,397	145,000
建物更生共済	14,395	147,971,523	14,835	151,056,238
合計	60,659	304,190,160	61,766	318,171,844

注1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は年金共済は付加された定期特約金額）で表示しています。

注2. こども共済は養老生命共済の内書きで表示しています。

注3. 平成5年度以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

注4. JA共済は、JA、全国共済連でそれぞれ機能分担しており、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしております。

【医療系共済の入院共済金額保有高】

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	11,243	53,927	11,216	57,988
がん共済	3,372	18,741	3,374	18,815
定期医療共済	282	1,402	316	1,574
合計	14,897	74,070	14,906	78,377

注1. 金額は入院共済金額を表示しています。

【介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高】

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	943	2,414,247	876	2,162,281
認知症共済	129	379,600	96	297,700
生活障害共済（一時金型）	468	3,119,100	489	3,533,200
生活障害共済（定期年金型）	80	87,680	77	88,560
特定重度疾病共済	609	1,944,300	569	2,021,600

注1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

【年金共済の年金保有高】

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5,016	2,093,766	5,231	2,252,538
年金開始後	4,157	1,431,732	4,166	1,424,477
合計	9,173	3,525,499	9,397	3,677,016

注1. 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

【短期共済新契約高】

(単位：件、千円)

種類	令和5年度			令和4年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,416	13,793,330	11,358	1,472	14,510,530	12,445
自動車共済	14,872		574,027	14,753		568,503
傷害共済	21,703	66,722,600	38,993	17,110	54,034,600	40,087
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	1	4,000	24	1	4,000	24
賠償責任共済	419		913	447		905
自賠責共済	7,599		121,090	7,502		131,722
合計	46,010		746,407	41,285		753,687

注1. 金額は、保障金額を表示しています。

その他事業

【買取購買品取扱実績】

(単位：千円)

項目	令和5年度		令和4年度	
	供給原価	供給高	供給原価	供給高
生産資材	3,154,804	3,496,528	3,343,322	3,677,426
肥料	642,650	690,059	700,581	747,986
農薬	1,255,105	1,369,274	1,166,204	1,263,953
飼料	1,341	1,413	1,875	1,964
農業機械	161,932	187,753	200,866	236,035
自動車	—	—	227,315	227,315
燃料	867,439	967,885	830,834	931,399
その他	226,335	280,141	215,644	268,770
生活資材	612,116	791,104	658,446	859,931
食料品	258,816	318,553	264,287	324,765
衣料品	10,154	12,786	10,055	12,673
耐久消費財	75,040	81,902	95,436	102,093
日用保健雑貨	80,446	95,807	90,295	106,667
家庭燃料	157,966	243,714	166,097	272,525
その他	29,691	38,341	32,272	41,205
合計	3,766,920	4,287,632	4,001,769	4,537,357

【販売品販売高実績】

(単位：千円)

項目	令和5年度		令和4年度	
	取扱高	取扱量	取扱高	取扱量
米	—	—	—	—
麦	—	—	—	—
豆・雑穀	—	—	—	—
野菜	—	—	—	—
果実	15,868,943	48,124 t	15,146,441	48,703 t
畜産物	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	15,868,943	48,124 t	15,146,441	48,703 t

【指導事業収支実績】

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和4年度
収入	4,692	5,201
指導補助金	683	1,037
指導雑収入	4,009	4,164
支出	91,287	96,555
営農改善費	136	227
生活文化改善費	4,556	6,156
組織育成費	18,410	17,805
教育情報費	974	1,187
農業振興計画費	16,644	22,655
青果指導費	48,530	46,762
農畜産指導費	—	—
その他指導費	2,034	1,760

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度末	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,674,204	/	11,189,496
うち、出資金及び資本準備金の額	2,920,990	/	2,923,906
うち、再評価積立金の額	—	/	—
うち、利益剰余金の額	8,826,787	/	8,388,273
うち、外部流出予定額(△)	62,540	/	64,391
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11,740	/	△ 58,293
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12,191	/	14,391
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	12,191	/	14,391
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	104,642
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,686,395	/	11,308,529
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去)の額の合計額	172,806	—	15,797
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	172,806	—	15,797
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	283,694	—	295,564
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	456,500	/	311,362
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	11,229,895	/
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	53,791,288	/	57,139,833
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	/	2,325,382
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	/	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	/	2,325,382
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,596,303	/	5,628,829
信用リスク・アセット調整額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	/	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	59,387,591	/	62,768,662
単体自己資本比率			
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.90	/	17.52

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項目	令5年度			令和4年度		
	エクspoージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクspoージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	442,474	—	—	481,850	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	10,272,156	—	—	8,794,773	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	3,342	—	—	8,978	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	838,857	—	—	1,013,110	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	135,278,596	27,055,719	1,082,228	136,160,082	27,232,016	1,089,280
法人等向け	216,443	213,416	8,536	253,885	250,859	10,034
中小企業等向け及び個人向け	449,458	201,735	8,069	447,435	202,587	8,103
抵当権付住宅ローン	84,648	26,468	1,058	67,434	23,602	944
不動産取得等事業向け	183,223	183,223	7,328	207,364	207,364	8,294
三月以上延滞等	13,866	15,177	607	14,432	16,076	643
取立未済手形	18,523	3,704	148	8,331	1,666	66
信用保証協会等保証付	5,069,026	495,748	19,829	5,008,177	488,043	19,521
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,625,122	1,625,122	65,004	1,652,031	1,652,031	66,081
(うち出資等のエクspoージャー)	1,625,122	1,625,122	65,004	1,652,031	1,652,031	66,081
(うち重要な出資等のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,151,514	23,968,681	958,747	16,926,946	24,737,473	989,498
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部 TLAC 関連調 達手段に該当するもの以外のも のに係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクspoージャー)	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段に関するエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調達 手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	10,909,149	10,862,769	434,510	11,684,581	11,631,560	465,262

証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーア方式)	—	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	456,500	0	0	2,636,745	2,325,382	93,015	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	172,747,401	55,414,119	2,216,564	175,341,943	58,789,134	2,351,565	
CVA リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	172,747,401	55,414,119	2,216,564	175,341,943	58,789,134	2,351,565	
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーション・リスク相当額を 8 %で除して得た額		所要自己資本額	オペレーション・リスク相当額を 8 %で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %	
	5,596,303		223,852	5,628,829		225,153	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %	
	59,387,591		2,375,503	62,768,662		2,510,746	

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことと言います。具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

注4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。

注5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。

注6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8. 当JAでは、オペレーション・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益}(正の値の場合に限る}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注1. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

②信用リスクに関するエクspoージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位：百万円)

項目	令和5年度					令和4年度					
	信用リスクに関するエクspoージャーの残高		三月以上 延滞エク spoージャー	うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関するエクspoージャーの残高		うち 貸出金等	うち 債券	
	うち 貸出金等	うち 債券					うち 貸出金等	うち 債券			
国内	170,743	8,830	10,475	—	—	77	171,169	8,029	8,998	—	83
地域別残高計	170,743	8,830	10,475	—	—	77	171,169	8,029	8,998	—	83
法人	農業	29	27	—	—	—	31	21	—	—	8
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	225	225	—	—	—	255	255	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	—	—	—	4	4	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	135,297	2,008	—	—	—	136,168	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	—	—	—	—	10	10	—	—	—
個人	日本国政府・地方公共団体	11,111	635	10,475	—	—	9,807	809	8,998	—	—
	その他	443	326	—	—	—	506	386	—	—	4
	個人	5,909	5,602	—	—	64	5,859	5,540	—	—	70
業種別残高計	170,743	8,830	10,475	—	—	64	171,169	8,029	8,998	—	83
1年以下	133,501	142	—	—	—	—	135,398	142	—	—	—
1年超3年以下	483	469	—	—	—	—	615	600	—	—	—
3年超5年以下	922	922	—	—	—	—	737	737	—	—	—
5年超7年以下	599	599	—	—	—	—	707	707	—	—	—
7年超10年以下	3,537	708	2,829	—	—	—	1,239	938	300	—	—
10年超	31,228	5,860	7,645	—	—	—	31,985	4,764	8,697	—	—
期限の定めのないもの	469	127	—	—	—	—	485	139	—	—	—
残存期間別残高計	170,743	8,830	10,475	—	—	—	171,169	8,029	8,998	—	83

- 注1. 国外に対するエクスポートナーはありません。
- 注2. 信用リスクに関するエクスポートナーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに該当するもの、証券化エクスポートナーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートナーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 注4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。
- 注5. 「三月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートナーを言います。
- 注6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項目	令和5年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	14	12	—	14	12	18	14	—	18	14
個別貸倒引当金	121	93	6	115	93	149	121	10	139	121

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他
国内	121	93	6	115	93	6	149	121	10	139
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—
地域別 計	121	93	6	115	93	6	149	121	10	139
法人	農業	7	—	—	7	—	—	10	7	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	6	4	—	6	4	—	19	6	10
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	—	—	4	—	—	—	4	—	—
個人	103	89	6	97	89	6	119	103	0	119
業種別 計	121	93	6	115	93	6	149	121	10	139

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位:千円)

項目	令和5年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 20%	—	27,059,424	27,059,424	—	27,233,682
	リスク・ウェイト 35%	—	26,468	26,468	—	23,602
	リスク・ウェイト 50%	—	2,611	2,611	—	2,485
	リスク・ウェイト 75%	—	201,735	201,735	—	202,587
	リスク・ウェイト 100%	—	12,886,822	12,886,822	—	16,070,438
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	13,105,912	13,105,912	—	13,105,912
	その他	—	508,314	508,314	—	501,123
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	—	53,791,288	53,791,288	—	57,139,833	57,139,833

- 注1. 信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーナーに該当するもの、証券化エクスポートジャーナーに該当するものを除く）並びにオーバーバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注2. 「格付あり」には、エクスポートジャーナーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポートジャーナーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 注3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポートジャーナーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 注4. 1250%には、非同時決済取引係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポートジャーナーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポートジャーナーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーナーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

- 適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーナーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は、証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーナーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○ 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区分	令和5年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	79	—	716	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	13,427	—	9,919	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金融リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

○ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項目番号		IRRBB 1 : 金利リスク			
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,486	1,244	395	367
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイプル化	1,261	1,126		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	144	110		
6	短期金利低下	117	68		
7	最大値	1,486	1,244	395	367
8	自己資本の額		当期末	前期末	
			11,229	10,997	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

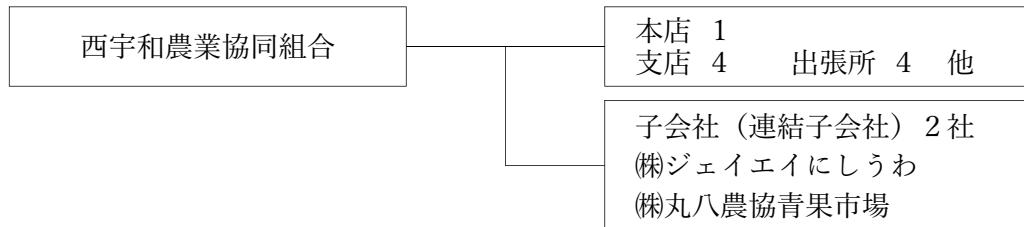
用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーションル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポートージャーの一部などが該当します。
エクスポートージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛け目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポートージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛け目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーションル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーションル・リスクを数値化した額をオペレーションル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーションル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。2年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポートージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポートージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用語	内容
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小な金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポートジャヤ方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要となるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
△EVE	金利ショックに対する経済的価値(EVE: Economic Value of Equity)の減少額。
△NII	金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益(NII: Net Interest Income)の減少額。

連結情報（グループの概況）

● グループの事業系統図

西宇和農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社で構成されています（令和6年3月末時点）。



● 子会社等の状況

(単位：千円、%)

会 社 名	（株）ジェイエイにしうわ	（株）丸八農協青果市場
代表者名	代表取締役社長 都築雅秀	代表取締役社長 都築雅秀
設立年月日	平成8年10月1日	昭和51年10月10日
事業内容	オートパル・葬祭・保険代理	青果卸売市場
所在地	八幡浜市八代1-1-35	八幡浜市松柏乙1014-1
資本金総額	60,000	40,000
うち組合出資額	59,950	28,630
組合出資比率	99.9	71.6
総資産額	394,049	404,070
純資産額	341,358	226,565

● 連結事業概況

（1）事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、（株）ジェイエイにしうわ・（株）丸八農協青果市場を連結し、連結法を適用しています。

連結決算の内容としては、連結事業収益8,751百万円、連結当期剰余金514百万円、連結純資産13,783百万円、連結総資産173,544百万円で、連結自己資本比率は19.69%となりました。

（2）連結子会社の事業概況

① （株）ジェイエイにしうわ

ア オートパル

販売部門では、半導体等の部品調達遅れの影響で納車遅れが続いており、車両販売計画230台に対して計画比△93台、前年比△61台の実績となりました。

また、車検・一般整備では、整備士の欠員等の影響もあり、計画比△223台となりました。取扱金額では、計画比104.6%となったものの、費用の増大により利益目標は未達となりました。

(単位：台、千円、%)

項 目	計 画	実 績	計 画 比
車両販売台数	230	137	59.6
車 檢 台 数	1,949	1,726	88.6
事 業 総 利 益	119,713	110,611	92.4

イ 葬祭センター

家族葬の定着化による葬儀の小規模化により、提供する食事や返礼品の減少に影響していること、葬祭担当社員の欠員等も影響し、葬儀件数、取扱金額ともに目標未達となりました。

(単位：件、千円、%)

項目	計画	実績	計画比
葬儀件数	250	205	82.0
事業総利益	70,233	63,835	90.9

ウ 損保（共栄火災代理店）

損保事業は火災保険、ゴルフ保険などを中心に新種保険などを推進することで加入者の確保に取り組みました。6種類の取扱件数は、393件、取扱金額は14,028千円(前年比105.3%)となりました。損保事業の事業総利益は、2,493千円(計画比103.9% 前年比107.1%)となりました。

② (株)丸八農協青果市場

ア 販売概況

果実は、春先の梅雨入り、梅雨明けは概ね例年並みとなりましたが、一方でゲリラ豪雨が頻発する等、極端な天気の移り変わりが多くなっているように感じます。また、夏場の猛暑と干ばつの影響により、極早生、早生の販売も着色の遅れ等があり小玉傾向で食味については良い仕上がりで数量減、単価高で推移しました。年明けの中晩柑類は、前年より引き合いが強い状況で推移しました。伊予柑については、近年生産量が減少傾向にあります。野菜も春先、朝晩の気温低下や日照不足で入荷量は減少し売上高は伸び悩みました。下半期は、異例の猛暑が長期間にわたる品薄高を招きました。また、前年同様、国産品の需要は高まっているもの人口減や産直市場の設立、インターネット販売に押され消費者の小売店離れが進み、安定入荷・集客維持が大きな課題となっています。

(単位：t、百万円、%)

項目	果実		野菜他		合計	
	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比
取扱量	10,843	98.0	325	92.0	11,168	97.0
売上高	1,441	109.0	83	98.0	1,524	109.0

●最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項目	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
連結事業収益	8,751,580	8,038,927	8,192,614	9,667,980	9,629,494
信用事業	1,131,229	1,117,065	1,115,089	1,182,133	1,182,595
共済事業	614,168	637,308	698,575	714,909	739,891
農業関連事業	5,238,536	4,659,738	4,705,151	6,092,071	5,791,214
その他事業	1,767,646	1,624,815	1,673,798	1,678,865	1,915,792
連結経常利益	753,361	741,588	747,091	820,253	612,703
連結当期利益	695,938	649,841	529,726	779,559	507,075
連結純資産額	13,783,504	13,646,199	13,414,578	13,303,523	12,754,359
連結総資産額	173,544,584	191,152,818	174,894,882	173,604,120	167,178,690
連結自己資本比率	19.69	18.28	17.50	16.97	16.47

直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5 年度	令和4 年度	科 目	令和5 年度	令和4 年度
1. 信用事業資産	153,589,667	153,448,899	1. 信用事業負債	153,306,082	153,922,411
(1)現金	453,166	487,325	(1)貯金	153,158,032	153,717,647
(2)預金	133,291,593	135,188,303	(2)譲渡性貯金	—	—
(3)コールローン	—	—	(3)売現先勘定	—	—
(4)買現先勘定	—	—	(4)借入金	—	—
(5)買入手形	—	—	(5)外国為替	—	—
(6)買入金銭債権	—	—	(6)その他の信用事業負債	148,049	204,763
(7)商品金銭債権	—	—	(7)諸引当金	—	—
(8)商品有価証券	—	—	(8)債務保証	—	—
(9)金銭の信託	—	—	2. 共済事業負債	489,108	494,332
(10)有価証券	10,617,660	9,478,110	3. 経済事業負債	4,122,943	21,156,590
(11)貸出金	9,004,749	8,203,720	4. 設備借入金	—	—
(12)外国為替	—	—	5. 雜負債	458,517	608,991
(13)その他の信用事業資産	312,728	204,125	6. 諸引当金	590,381	531,497
(14)債務保証見返勘定	—	—	(1)賞与引当金	68,887	69,855
(15)貸倒引当金	△ 90,230	△ 112,685	(2)退職給付に係る負債	495,827	442,858
2. 共済事業資産	15,328	12,108	(3)その他引当金	25,666	18,783
3. 経済事業資産	4,379,550	21,426,525	7. 繰延税金負債	—	—
4. 雑資産	1,030,351	1,838,023	8. 再評価に係る繰延税金負債	729,443	730,573
5. 固定資産	7,579,153	7,529,645	負 債 の 部 合 計	159,696,477	177,444,396
6. 外部出資	6,778,907	6,805,816	非 支 配 株 主 持 分	64,602	62,222
7. 繰延税金資産	171,624	91,799	1. 出資金	2,908,240	2,863,896
8. 長期前払費用	—	—	2. 回転出資金	—	—
資 产 の 部 合 計	173,544,584	191,152,818	3. 資本準備金	707	707
			4. 連結剰余金	9,241,528	8,789,815
			5. 土地再評価差額金	1,591,852	1,594,808
			6. その他有価証券等評価差額金	53,158	328,029
			7. 退職給付に係る調整累計額	△ 11,982	68,941
			純 資 产 の 部 合 計	13,783,504	13,646,199
			負債及び純資産の部合計	173,544,584	191,152,818

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和4年度
1. 事業総利益	3,491,348	3,474,273
(1) 信用事業収益	1,131,229	1,117,065
資金運用収益	1,037,243	1,029,166
役務取引等収益	28,227	15,711
その他経常収益	65,758	72,188
(2) 信用事業費用	55,864	59,481
資金調達費用	29,999	28,178
役務取引等費用	10,426	10,110
その他事業直接費用	—	12,258
その他経常費用	15,439	8,933
信用事業総利益	1,075,364	1,057,584
(3) 共済事業収益	614,168	637,308
(4) 共済事業費用	52,219	47,233
共済事業総利益	561,949	590,074
(5) その他事業収益	7,006,182	6,284,553
(6) その他事業費用	5,152,148	4,457,937
その他事業総利益	1,854,034	1,826,615
2. 事業管理費	2,921,644	2,942,296
(1) 人件費	1,992,681	2,030,552
(2) 業務費	268,289	226,395
(3) 諸税負担金	105,649	99,384
(4) 施設費	549,689	581,095
(5) その他の費用	5,333	4,868
事業利益	569,703	531,977
3. 事業外収益	208,818	226,117
(うち持分法による投資益)	—	—
4. 事業外費用	25,160	16,506
(うち持分法による投資損)	—	—
経常利益	753,361	741,588
5. 特別利益	25,000	709
6. 特別損失	82,423	92,456
税引前当期純利益	695,938	649,841
7. 法人税・住民税	170,570	151,612
8. 法人税等調整額	10,715	△ 80,212
9. 過年度法人税等	△ 1,432	—
法人税等合計	179,854	71,400
少数株主損益調整前当期純利益	516,083	578,441
10. 少数株主利益	2,021	3,721
当期剰余金	514,062	574,719

●連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	695,938	649,841
減価償却費	210,709	214,562
減損損失	44,958	91,584
連結調整勘定償却額	—	—
貸倒引当金の増加額	△ 30,090	△ 32,563
賞与引当金の増加額	△ 968	△ 4,618
その他引当金の増加額	6,883	△ 13,906
退職給付に係る負債の増加額	△ 27,954	△ 87,632
信用事業資金運用収益	△ 915,896	△ 907,829
信用事業資金調達費用	29,998	28,177
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 152,442	△ 151,102
支払雑利息	1,818	1,818
為替差損益	—	—
有価証券関係損益	6,335	6,956
金銭の信託の運用損益	—	—
固定資産売却損益	△ 12,464	△ 871
持分法による投資損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△ 801,029	428,084
預金の純増減	1,500,000	△ 1,365,000
貯金の純増減	△ 559,615	△ 489,672
信用事業借入金の純増減	—	—
その他の信用事業資産の純増減	△ 10,192	△ 118
その他の信用事業負債の純増減	16,063	118
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	—	—
共済借入金の純増減	—	—
共済資金の純増減	△ 1,484	△ 50,960
未経過共済付加収入の純増減	△ 6,408	△ 7,294
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	38,859	81,929
経済受託債権の純増減	17,112,188	△ 16,586,923
棚卸資産の純増減	△ 96,437	△ 335,897
支払手形及び経済事業未払金の純増減	157,506	△ 84,113
経済受託債務の純増減	△ 17,191,153	16,753,362
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	807,672	295,186

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
その他の負債の純増減	△ 45,849	△ 35,974
未払消費税等の増減額	—	—
信用事業資金運用による収入	817,485	877,147
信用事業資金調達による支出	△ 102,775	40,800
共済貸付金利息による収入	△ 3,220	11,631
共済借入金利息による支出	2,669	△ 963
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
小 計	1,491,105	△ 674,240
雑利息及び出資配当金の受取額	152,442	151,102
雑利息の支払額	△ 1,818	△ 1,818
法人税等の支払額	△ 106,240	△ 166,679
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,535,489	△ 691,635
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,481,487	△ 393,880
有価証券の売却による収入	—	200,478
有価証券の償還による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	25,000	—
固定資産の取得による支出	△ 526,802	△ 167,367
固定資産の売却による収入	209,092	13,529
外部出資による支出	26,909	△ 100
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,747,288	△ 347,340
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
出資の増額による収入	41,628	51,434
出資の払戻しによる支出	△ 116,850	△ 23,515
回転出資金の受入による収入	—	—
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	—	—
出資配当金の支払額	△ 64,379	△ 42,898
非支配株主への配当金支払額	359	△ 3,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 139,242	△ 18,700
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 430,869	△ 1,057,671
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,811,628	4,869,299
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,380,759	3,811,628

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人・・・・・・・2社
(株)ジェイエイにしうわ
(株)丸八農協青果市場

2 持分法の適用に関する事項

なし

3 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4 のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結決算貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目的金額との関係

現金及び預金勘定	133,744,759 千円
定期性預金及び譲渡性預金	130,364,000 千円
現金及び現金同等物	3,380,759 千円

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

- ①肥料・農薬の主要品目 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
②上記以外の品目 : 売価還元法による低価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を

除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(破綻懸念先)については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 **減損損失 44,958 千円**

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,886,548 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,871,961 千円 機械装置 7,010,045 千円 その他の有形固定資産 4,542 千円

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	392 千円
子会社に対する金銭債務の総額	466,999 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	63,324 千円
--------------------------	-----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 105,722 千円、危険債権額は 113,919 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始

の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 219,642 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,340,242 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V. 損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
三 瓶 給 油 所	一般資産	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
瀬戸大久駐車場	賃貸資産	土地	
三崎旧松集荷所	遊休資産	土地	
二 及 代 物 弁 済	〃	土地	
双 岩 事 業 所	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地	
二 及 事 業 所	〃	土地	

場所	用途	種類	その他
蔵貫事業所	遊休資産	土地	
三崎住宅	〃	土地	
二名津事業所	〃	土地	
みつる選果場	〃	建物・構築物・機械装置・その他の有形固定資産	
だんだん三瓶	〃	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（瀬戸大久駐車場）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、三崎住宅、二名津事業所）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

みつる選果場は、取り壊しの決定により遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

だんだん三瓶は、営業再開が未定であるため遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三瓶給油所	641千円	(土地 576千円、建物 18千円、機械装置 39千円、その他の有形固定資産 7千円)
大平給油所	495千円	(土地 481千円、建物 5千円、機械装置 7千円、その他の有形固定資産 0千円)
瀬戸大久駐車場	401千円	(土地 401千円)
三崎旧松集荷所	4千円	(土地 4千円)
二及代物弁済	183千円	(土地 183千円)
双岩事業所	93千円	(土地 93千円)
磯津事業所	25千円	(土地 25千円)
周木事業所	638千円	(土地 638千円)
二及事業所	236千円	(土地 236千円)
蔵貫事業所	560千円	(土地 560千円)
三崎住宅	36千円	(土地 36千円)
二名津事業所	152千円	(土地 152千円)
みつる選果場	38,757千円	(建物 36,774千円、構築物 1,534千円、機械装置 112千円、その他の有形固定資産 336千円)
だんだん三瓶	2,730千円	(土地 2,730千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、三崎住宅、二名津事業所、みつる選果場、だんだん三瓶の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

瀬戸大久駐車場の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は 7.72%です。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,073千円の棚卸評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が73,054千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生

じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	133,269,721	133,154,800	△ 114,920
有 債 証 券	10,617,660	10,617,660	
その他の有価証券	10,617,660	10,617,660	—
貸 出 金	9,004,749		
貸倒引当金(*1)	△ 90,230		
貸倒引当金控除後	8,914,519	9,281,373	366,854
資 産 計	152,801,900	153,053,833	251,934
貯 金	153,626,927	153,560,614	△ 66,313
負 債 計	153,626,927	153,560,614	△ 66,313

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用していません。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価

に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	6,867,487

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	133,269,721	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	10,400,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	10,400,000
貸出金(*1, 2)	1,156,191	720,521	590,948	569,657	432,311	5,465,908
合計	134,425,912	720,521	590,948	569,657	432,311	15,865,908

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 290,074 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 69,210 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	148,393,485	2,316,301	1,893,802	422,078	515,847	85,413

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの

差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	8,884,950	8,466,831	418,118
	地方債	205,220	203,059	2,160
	小計	9,090,170	8,669,890	420,279
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,527,490	1,778,362	△ 250,872
	地方債	—	—	—
	小計	1,527,490	1,778,362	△ 250,872
合計		10,617,660	10,448,252	169,407

VIII. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は1,063,400千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）	744,911 千円
勤務費用	9,985 千円
利息費用	5,363 千円
数理計算上の差異の発生額	96,327 千円
退職給付の支払額	△ 85,126 千円
期末における退職給付債務（控除後）	771,460 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	347,879 千円
期待運用収益	3,617 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 46 千円
年金制度への拠出金	12,743 千円
退職給付の支払額	△ 38,864 千円
期末における年金資産	325,329 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）	1,834,861 千円
（うち特定退職共済制度）	△ 1,063,400 千円
退職給付債務（控除後）	771,460 千円
年金資産	△ 325,329 千円
未積立退職給付債務	446,131 千円
未認識過去勤務費用	67,619 千円
未認識数理計算上の差異	△ 84,183 千円
貸借対照表計上額純額	429,567 千円
退職給付引当金	429,567 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	9,985 千円
利息費用	5,363 千円
期待運用収益	△ 3,617 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 4,063 千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 11,428 千円
小計	△ 3,761 千円
特定退職共済制度への拠出金	70,189 千円
合計	66,428 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定 100%

(7) 長期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.72%

長期待運用収益率 1.04%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22,877 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、186,294 千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	18,470 千円
	退職給付引当金	118,818 千円
	貸倒引当金	21,258 千円
	雑損失	20,387 千円
	減損損失	302,254 千円
	その他有価証券評価差額金	69,391 千円
	役員退職慰労引当金	7,025 千円
	その他	40,337 千円
繰延税金資産	小計	597,945 千円
	評価性引当額	△ 314,251 千円
繰延税金資産	合計 (A)	283,694 千円
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 401 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 116,249 千円
繰延税金負債	合計 (B)	△ 116,650 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		167,043 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.04%
住民税均等割等	0.79%
評価性引当額の増減	△ 1.21%
その他	△ 0.89%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.65%

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引（借り手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）

太陽光設備（経済センター）

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借り手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

（単位：千円）

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	1,965	16,660	18,625

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和 5 年度	令和 4 年度
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	707	707
	資本剰余金増加額	—	—
	資本剰余金減少額	—	—
	資本剰余金期末残高	707	707
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	8,786,362	8,206,859
	利益剰余金増加額	517,019	622,401
	当期剰余金	514,062	574,719
	利益剰余金減少額	64,379	42,898
	配当金	64,379	42,898
利益剰余金期末残高		9,239,001	8,786,362

●農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
破綻先債権額及び これらに準ずる債権額	105,722	124,276	△ 18,553
危険債権額	113,919	110,850	3,068
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

事業名	項目	令和5年度	令和4年度
信用事業	事業収益	1,131,229	1,117,065
	経常利益	379,330	445,766
	資産の額	159,989,725	160,072,249
共済事業	事業収益	614,168	637,308
	経常利益	173,704	219,769
	資産の額	3,071,163	2,941,358
農業関連事業	事業収益	5,238,536	4,672,966
	経常利益	542,747	446,775
	資産の額	8,360,287	20,892,707
その他事業	事業収益	1,767,646	1,624,815
	経常利益	△ 342,420	△ 370,723
	資産の額	2,123,307	7,246,403
計	事業収益	8,751,580	8,038,927
	経常利益	753,361	741,588
	資産の額	173,544,584	191,152,818

●連結自己資本比率の状況

令和6年3月末における自己資本比率は、19.69%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,921百万円（前年度2,923百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,087,381	/	11,589,474
うち、出資金及び資本準備金の額	2,921,697	/	2,923,906
うち、再評価積立金の額	—	/	—
うち、利益剰余金の額	9,241,528	/	8,789,815
うち、外部流出予定額(△)	63,094	/	64,945
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12,750	/	△ 59,303
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	/	—
うち、退職給付に係るもの額	—	/	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	64,602	/	62,222
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12,191	/	14,391
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	12,191	/	14,391
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	104,642
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
コア資本にかかる基礎項目の額	(イ) 12,164,175	/	11,770,731
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	180,652	—	27,588
うち、のれんに係るもの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	180,652	—	27,588
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去)の額	287,472	—	268,352
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 468,124	/	295,941
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 11,696,050	/	11,474,789
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	53,791,288	/	57,139,833
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	/	2,325,382
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	/	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額	—	/	2,325,382
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,596,303	/	5,628,829
信用リスク・アセット調整額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	/	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 59,387,591	/	62,768,662
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.69	/	18.28

注1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に基づき算出しています。

注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用についてでは信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項目	令和5年度			令和4年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4 %	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4 %
現金	448,598	—	—	487,325	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,272,156	—	—	8,794,773	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,342	—	—	8,978	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	838,857	—	—	1,013,110	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	135,278,596	27,055,719	1,082,228	136,160,082	27,232,016	1,089,280
法人等向け	216,443	213,416	8,536	253,885	250,859	10,034
中小企業等向け及び個人向け	449,458	201,735	8,069	447,435	202,587	8,103
抵当権付住宅ローン	84,648	26,468	1,058	67,434	23,602	944
不動産取得等事業向け	183,223	183,223	7,328	207,364	207,364	8,294
三月以上延滞等	13,866	15,177	607	14,432	16,076	643
取立未済手形	18,523	3,704	148	8,331	1,666	66
信用保証協会等保証付	5,069,026	495,748	19,829	5,008,177	488,043	19,521
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,625,122	1,625,122	65,004	1,652,031	1,652,031	66,081
(うち出資等のエクspoージャー)	1,625,122	1,625,122	65,004	1,652,031	1,652,031	66,081
(うち重要な出資等のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,151,514	23,968,681	958,747	16,926,946	24,737,473	989,498
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー)	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	10,909,149	10,862,769	434,510	11,684,581	11,631,560	465,262

証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーア方式)	—	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	456,500	0	0	2,636,745	2,325,382	93,015	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	172,747,401	55,414,119	2,216,564	175,341,943	58,789,134	2,351,565	
CVA リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	172,747,401	55,414,119	2,216,564	175,341,943	58,789,134	2,351,565	
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
所要自己資本額計	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %	
	5,596,303		223,852	5,628,829		225,153	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %	
	59,387,591		2,375,503	62,768,662		2,510,746	

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

注4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。

注5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。

注6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8. 当JAでは、オペレーション・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的な内容は、単体の開示内容(P.20)をご覧下さい。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注1. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポート		日本貿易保険
法人等向けエクスポート（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポート（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

③信用リスクに関するエクスポート（地域別・業種別・残存期間別）及び 三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

項目	令和5年度					令和4年度					
	信用リスクに関するエクスポートの残高		三月以上 延滞エクス ポート	うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関するエクスポートの残高		うち 貸出金等	うち 債券	
	うち 貸出金等	うち 債券					うち 貸出金等	うち 債券			
国内	170,743	8,830	10,475	—	—	77	171,169	8,029	8,998	—	83
地域別残高計	170,743	8,830	10,475	—	—	77	171,169	8,029	8,998	—	83
法人	農業	29	27	—	—	—	31	21	—	—	8
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	225	225	—	—	—	255	255	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	—	—	—	4	4	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	135,297	2,008	—	—	—	136,168	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	—	—	—	—	10	10	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	11,111	635	10,475	—	—	9,807	809	8,998	—	—
	その他	443	326	—	—	—	506	386	—	—	4
個人	5,909	5,602	—	—	64	5,859	5,540	—	—	—	70
その他	17,722	—	—	—	—	18,523	0	—	—	—	—
業種別残高計	170,743	8,830	10,475	—	—	64	171,169	8,029	8,998	—	83
1年以下	133,501	142	—	—	—	—	135,398	142	—	—	—
1年超3年以下	483	469	—	—	—	—	615	600	—	—	—
3年超5年以下	922	922	—	—	—	—	737	737	—	—	—
5年超7年以下	599	599	—	—	—	—	707	707	—	—	—
7年超10年以下	3,537	708	2,829	—	—	—	1,239	938	300	—	—
10年超	31,228	5,860	7,645	—	—	—	31,985	4,764	8,697	—	—
期限の定めのないもの	469	127	—	—	—	—	485	139	—	—	—
残存期間別残高計	170,743	8,830	10,475	—	—	—	171,169	8,029	8,998	—	83

- 注1. 国外に対するエクスポートナーはありません。
- 注2. 信用リスクに関するエクスポートナーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに該当するもの、証券化エクスポートナーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートナーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことと言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 注4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。
- 注5. 「三月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートナーを言います。
- 注6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項目	令和5年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	14	12	—	14	12	18	14	—	18	14
個別貸倒引当金	121	93	6	115	93	149	121	10	139	121

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他
国内	121	93	6	115	93	6	149	121	10	139
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—
地域別 計	121	93	6	115	93	6	149	121	10	139
法人	農業	7	—	—	7	—	—	10	7	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	6	4	—	6	4	—	19	6	10
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	—	—	4	—	—	—	4	—	—
個人	103	89	6	97	89	6	119	103	0	119
業種別 計	121	93	6	115	93	6	149	121	10	139

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高
(単位：千円)

項目	令和5年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 20%	—	27,059,424	27,059,424	—	27,233,682
	リスク・ウェイト 35%	—	26,468	26,468	—	23,602
	リスク・ウェイト 50%	—	2,611	2,611	—	2,485
	リスク・ウェイト 75%	—	201,735	201,735	—	202,587
	リスク・ウェイト 100%	—	12,886,822	12,886,822	—	16,070,438
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 200%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	13,105,912	13,105,912	—	13,105,912
	その他	—	508,314	508,314	—	501,123
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—
合 計		—	53,791,288	53,791,288	—	57,139,833
						57,139,833

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4. 1250%には、非同時決済取引係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクspoージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、JAのリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

JAのリスク管理の方針及び手続き等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.20）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：千円)

区分	令和5年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	79	—	716	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	13,427	—	9,919	—

注1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

注3. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

●金融リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.79）をご参照下さい。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		IRRBB 1 : 金利リスク			
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,486	1,244	395	367
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,261	1,126		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	144	110		
6	短期金利低下	117	68		
7	最大値	1,486	1,244	395	367
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,696		11,474	

ディスクロージャーに関するQ&A

Q 1 ディスクロージャーってなんですか？

A ディスクロージャーとは“経営内容の公開”的ことです。JAがどのようなことをやっているのか、経営内容はどうなっているのかなどの情報を開示しています。

Q 2 ディスクロージャー誌でどんなことがわかるのですか？

A JAでは、開示しなければならない項目を“JAディスクロージャー誌開示基準”として定め情報を開示しています。ポイントとなる主な項目は、Q3以降をご覧下さい。

Q 3 貸借対照表ってなんですか？

A 貸借対照表は、JAの決算期末における財政状態を明確にするため、すべての資産・負債及び純資産を記載した表です。

資産（事業をすすめるために運用している財産）

(主な資産) 現金：本店、支店で手持ちの現金
預金：信連などに預けているお金
有価証券：国債、地方債、金融債等
貸出金：みなさんに貸し出しているお金
固定資産：JAが所有する土地、建物など

負債（事業をすすめるために調達している財産）

(主な負債) 貯金：みなさんから預かっているお金
借入金：転貸のために借り入れているお金

純資産（事業をすすめるための準備金、財産）

(主な純資産) 出資金：組合員のみなさんがJAに出資しているお金
準備金：法令で定める経営安定のための準備金
積立金：経営安定のために積み立てたお金

Q 4 損益計算書ってなんですか？

A 損益計算書は、JAの1年間の経営成績を明確にするため、収益と費用を記載した表です。つまり、1年間にJAがどれだけ利益を出したかを表すものです。

収入（信用部門）

(主な収入) 信連等に預けている預金利息
国債・地方債など有価証券の利息・配当金
みなさんに貸し出しているお金に対する利息 etc

費用（信用部門）

(主な費用) みなさんから預かったお金に対する支払利息
オンライン業務にかかる費用
役職員の給料
施設の維持・管理にかかる費用
法人税等の税金 etc

経常利益

通常のJA事業で発生した利益（損失）をいいます。

特別利益・損失

固定資産の売却等による収益や費用など、臨時に発生した利益（損失）をいいます。

当期末処分剰余金

経常利益に特別損益を足したものから、法人税や住民税等の税金を差し引いたものを“当期末処分剰余金”といいます。

Q 5 経営の健全性はディスクロージャー誌のどこを見ればいいですか？

A 次の項目などから、みなさんに判断していただくこととなります。

1. 資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつでも使える余裕資金をどのくらい保有しているかを見て下さい。破綻した金融機関の場合、貸出金の割合が極端に高く、預金が少ないという状況になっています。

2. 自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられます。また、自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対し、経営改善や業務停止命令の発令等が行われるようになりました。したがって、自己資本比率の高い方が健全性が高いということになります。

3. 不良債権

不良債権とは、JAが貸し出したもののうち約束通り返済がされず、回収が不能となる可能性が高い貸出のことです。貸出は重要な収入源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、最悪の場合は自己資本で穴埋めしなければならない状況になり、経営に悪影響を及ぼします。

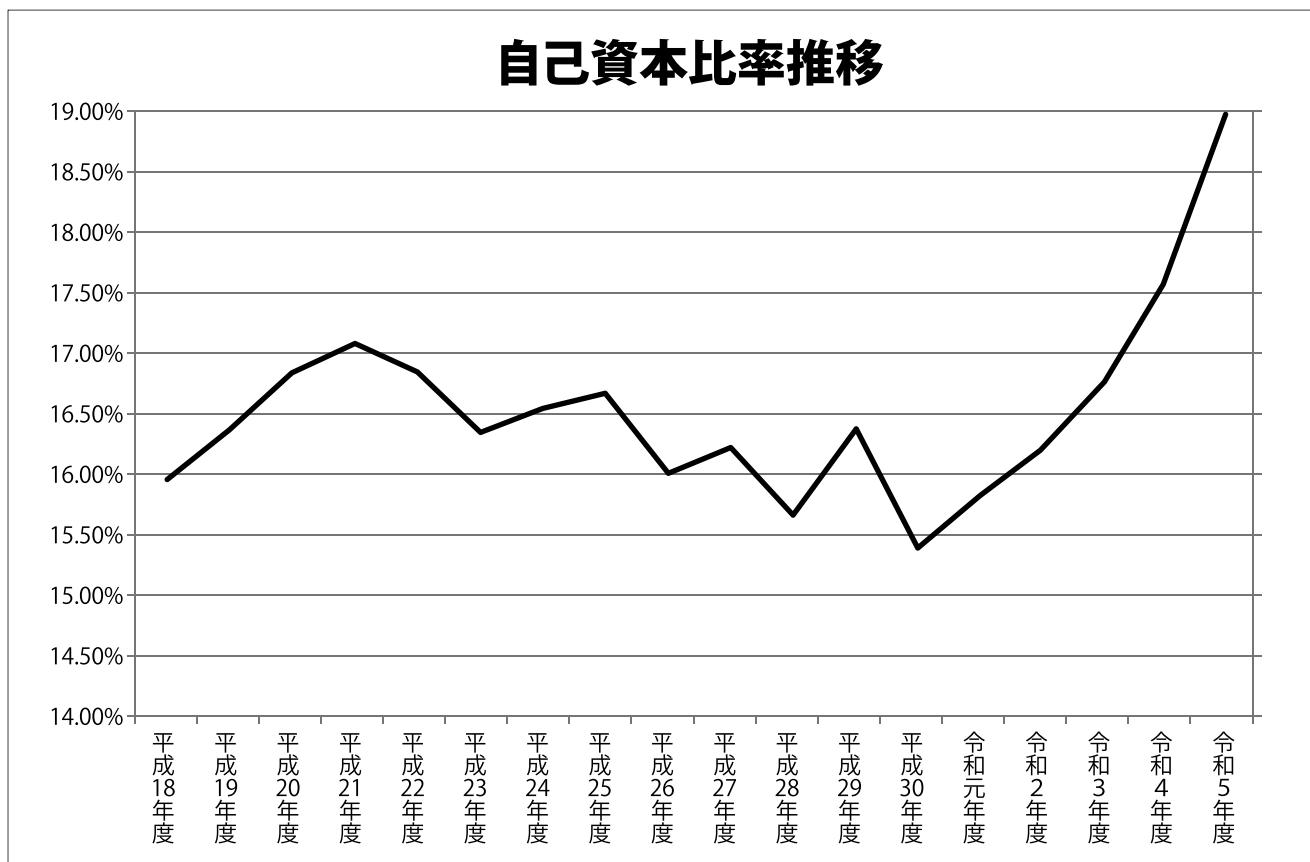
当然、不良債権が少ない方が、経営的に良い状況であることは言うまでもありません。

4. 経常利益

経常利益とは、1年間のJA事業で発生した利益をいいます。表示されている年度で黒字が続き、かつ自己資本が増強されれば、経営が健全といえます。

● 自己資本比率

令和5年度の自己資本比率は18.90%で、国内基準、国際統一基準を余裕をもって確保しています。自己資本比率の推移は次のとおりです。



自己資本比率基準

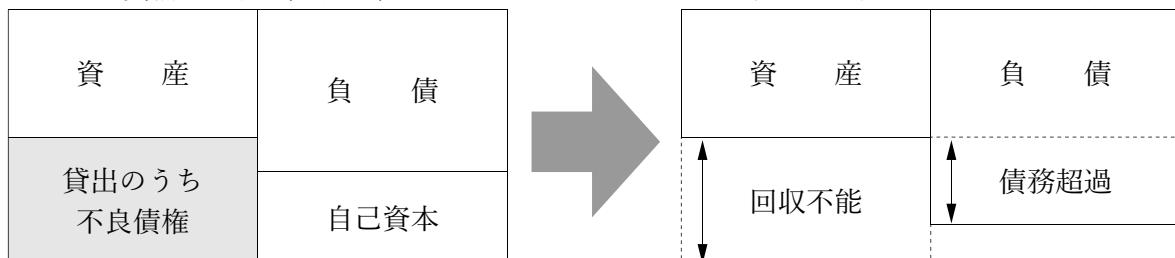
区分	比率	措置の内容
健全	8 %以上	国際統一基準
	4 %以上	国内基準
1	2 ~ 4 %	経営改善計画提出・実行命令
2	0 ~ 2 %	自己資本充実のための計画作成、総資産圧縮、新規業務禁止、業務の縮小、事務所の廃止等
3	0 %未満	業務の全部または一部の停止命令

● 不良債権

不良債権の発生は経営に重大な影響を及ぼします。当JAでは資産の自己査定を1次査定、2次査定と厳格に行い、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する与信については担保・保全等の回収可能性を勘案したうえで12,191千円を一般貸倒引当金に、93,889千円を個別貸倒引当金に計上して万一の場合に備えています。

不良債権の影響

貸借対照表（B/S）



Q 6 有価証券含み損（益）って何ですか？

A 有価証券・商品有価証券の時価は、市場で日々変動しています。この時価と貸借対照表の帳簿価格との差額を“有価証券含み益（損）”といいます。

時価 - 帳簿価格 = プラスの場合は有価証券含み益

時価 - 帳簿価格 = マイナスの場合は有価証券含み損 といいます。

平成12年度決算から、有価証券にかかる時価会計制度を採用し、令和5年度末では、評価差額金として53,158千円、繰延税金負債に116,249千円を計上しています。

Q 7 リスク管理って何ですか？

A 金融の自由化に伴う市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、オペレーションリスクなどの、JAの経営に影響を及ぼす様々なリスクのコントロールをいいます。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などの弊害が発生します。それを未然に防止するため、いろいろなリスクに対する取り組みを実施しています。

Q 8 JAバンクって何ですか？

A 全国に民間最大級の店舗網を展開しているJAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。どなたでもご利用いただける身近な金融機関として、グループ全体のネットワークと総合力により一層の「便利」と「安心」をお届けします。

J Aバンクシステム基本方針（平成 14 年 1 月）

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

上記の基本方針を会員一体として取り組むため、以下の基準に該当する会員は、対応する経営改善策を実行します。

<レベル格付>

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率 6 %以上～8 %未満	2 年以内に、格付けを解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 %以上～6 %未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 %未満	

<要改善 J A（経営点検基準）>

指定基準	改善目標期間
○ストレステスト後自己資本比率 8 %未満 (J A にかかるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める)	経営改善計画において定める期間

また、J A バンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年農林中金総代会において見直しを行っています。

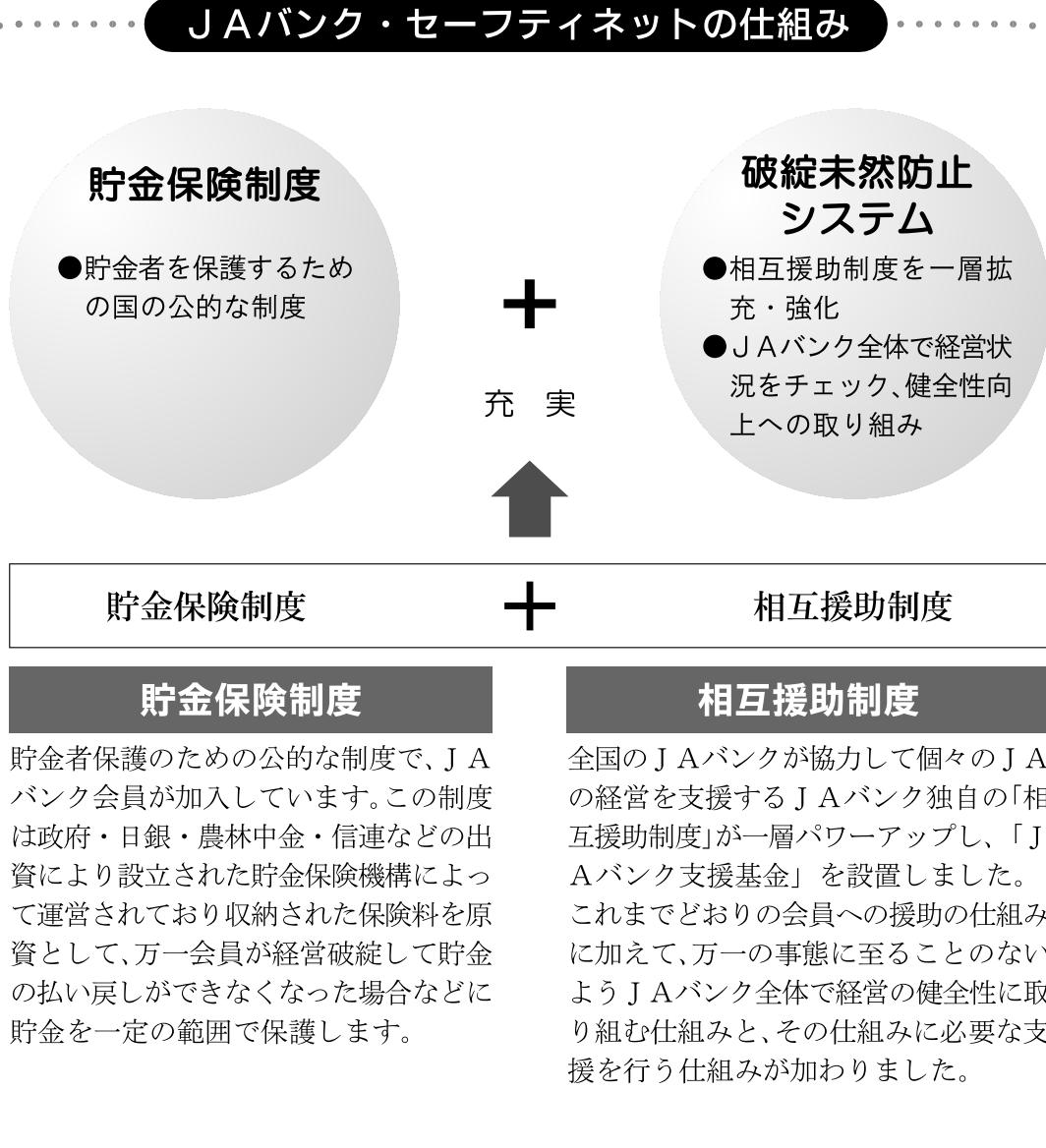
Q 9 連結決算って何ですか？

A 子会社は、組合の事業活動の合理化等の観点から設立されていますが、全国的には多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例も見られます。そのため、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計などの会計ビックバンの一環として、グループ全体で決算を行い、情報を開示することが平成 14 年度決算より義務付けられました。

当組合の連結対象子会社は、(株)ジェイエイにしうわと(株)丸八農協青果市場の 2 社です。詳しい連結情報は、本誌 P.82 からご覧下さい。

Q10 JAバンクセーフティネットって何ですか？

A みなさんからお預かりした大切な貯金を守るために、JAには2つのセーフティネット（安全性を守るためにの仕組み）があります。組合員・利用者お皆様により一層の「安心」をお届けするための仕組みです。



【 × ♂ 】

【 × ♂ 】

店舗所在マップ

所張出支本店



2

流通センターオ



西宇和農業協同組合

<http://www.ja-nishiwa.jp/>

本店／〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
TEL 0894-24-1111(代) FAX 0894-24-7506

